

# TRANSPARENCY REPORT 2025

監査品質のマネジメントに  
関する年次報告書

2024.8.1 - 2025.7.31



監査法人A&Aパートナーズ

## 目次 CONTENT

### I. 事務所概要

社是・社訓	P.3
当監査法人名の由来	P.4
代表あいさつ	P.6
法人概要・沿革	P.8
監査品質の指標(AQI)	P.10

### II. 経営管理の状況等

品質管理基盤	P.12
組織・ガバナンス基盤	P.22
人的基盤	P.26
IT基盤	P.34
財務基盤	P.36
国際対応基盤	P.38
その他	P.40
上場会社等被監査会社	P.44

(別紙)監査法人における実効的な組織運営に関する取組みについて P.46

当監査法人の事業年度は8月1日から翌年7月31日です。

本報告書は2024年8月1日から2025年7月31日までを報告対象期間として作成していますが、必要に応じて、過去の経緯や今後の取組みについても説明しています。

## 社是

# Be of good use

## 役に立つ

## 社訓

- 一、証券市場に対する貢献
- 二、顧客に対する貢献
- 三、仲間に対する貢献

私たちは、人間として、そして、職業的専門家としての役立ちが期待されている存在です。専門家としての精進の必要性は言うまでもありませんが、自らを戒め、謙虚な気持ちで、「役に立つ」存在であることを追求すべきと考え、「Be of good use」（役に立つ）を社是に掲げました。

職業的専門家として、証券市場、顧客に対しての貢献、そして組織内外に存在する仲間への貢献を社訓とし、これらを追求していきます。これらの社是・社訓については、ホームページに掲載することや、パートナー及び職員の IDENTITY CARD へ掲載することや、事務所内に掲示することにより、法人構成員として価値観の共有や考え方・行動指針の明示がなされています。

## 「A&Aパートナーズ」の由来

当監査法人名に掲げた二つの「A」は、監査業務における「Assurance」とアドバイザー業務における「Advisory Service」の提供を行っていくことを意味しています。

### Assurance

ディスクロージャーを  
保証する

公正な判断が求められる「Assurance」業務においては、当監査法人は、証券市場の番人として不羈独立の精神を保ち、経営者と緊張感のある関係を築いていくことを目標とし、「品質」を重視した質の高い監査を提供することを励行しています。

### Advisory

企業の公正な  
事業活動をサポート

企業の成長をサポートする「Advisory Service」業務においては、当監査法人は、企業の主治医として専門性と情熱を傾け、経営者と本音で語り合える信頼関係を築くことを目標としています。

当監査法人に所属するパートナー及び職員全員が二つの「A」の業務を確実に遂行することにより、

個々人の能力がより高くより幅のあるものになるとともに、

高い品質を誇る組織体制の構築に寄与することになると考えています。

## 職業倫理の遵守

倫理規則セクション110に基づき、当監査法人及び専門要員は、以下の各基本原則を遵守することとしています。



### 誠実性

全ての職業的専門家としての関係及びビジネス上の関係において率直かつ正直であること。



### 客観性

次のいずれにも影響されることなく、職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うこと。

- バイアス
- 利益相反
- 個人、組織、テクノロジー若しくはその他の要因からの過度の影響又はこれらへの過度の依存



### 職業的専門家としての能力及び正当な注意

現在の技術的及び職業的専門家としての基準並びに関連する法令等に基づき、依頼人又は所属する組織が適切な専門業務を確実に受けられるようにするために職業的専門家として必要な水準の知識及び技能を修得し、維持すること。

また、適用される技術的及び職業的専門家としての基準に従って、勤勉に行動すること。



### 秘密保持

業務上知り得た情報の秘密を守ること。



### 職業的専門家としての行動

関連する法令等を遵守すること。また、全ての専門業務及びビジネス上の関係において、公共の利益のために行動するという職業的専門家の責任を全うするように行動すること。

そして、職業的専門家に対する社会的信用を傷付ける可能性があることを専門要員が知っている、又は当然に知っているべき行動をしないこと。

「世の中から必要とされる法人となる」及び  
「メンバーが安心して働ける職場となる」ことを  
長期的な目標に掲げています。



## 最高責任者からのごあいさつ

### 世の中から必要とされる法人となる

当監査法人は、大手監査法人では困難となっている顧客との良好かつ適切な距離感を重視するとともに、我が国の経済市場に必要な不可欠な中堅層の企業を大事に考えています。顧客からの信頼性を確保することに加え、我々自身も顔の見える組織を大切にしながら監査品質の向上や質の良いアドバイザリー業務の提供を実施し、世の中から必要とされる法人を目指しています。

### メンバーが安心して働ける職場となる

当監査法人は、広義のダイバーシティへの取組みを実施しており、場所に関する多様性としてサテライトオフィスの利用を含めたテレワーク規程の導入、時間に関する多様性としてコアタイム無しのフレックス制の導入、時短勤務や各種の休暇制度の導入がなされています。更に、オーバーワーク防止の観点からも、有給休暇取得の促進や残業時間削減に向けた管理体制に加え、勤務間インターバル条項も規定化し、ワークライフバランスを重視し、働きやすい労働環境の提供に努めています。

### 監査品質向上に向けた取組み

本報告書の「II. 経営管理の状況等」に記載のとおり、6つの各基盤を整備運用し、強化することにより、監査品質向上に向けた取組みを実施していきたいと考えています。また、近年、IFRS適用会社の増加に伴い、当監査法人も対応すべく、2025年8月にはIFRS推進室を発足させ、当監査法人内の人材育成及び新規顧客獲得に努めて参ります。そして、ITを積極的に活用し、監査品質の向上に加え、監査業務の効率化を検討しています。

更に、今後、社会的なニーズの高まりが予想されるサステナビリティ情報開示に向け、当監査法人としても非財務情報に対応すべく、体制の整備強化も検討していきます。

### 監査法人のガバナンス・コード及び監査品質のマネジメントに関する年次報告書

昨今の会計不祥事の発生に関連して、社会から公認会計士監査の透明性及び監査の品質の向上が求められる状況において、信頼される監査法人を目指すために、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を導入しております。さらに、監査法人の監査品質の維持・向上の観点から、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書2025」を公表しました。本報告書においては、上記の考え方に基づく当監査法人の監査品質に関する取組みをご紹介します。本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、今後、定期的に評価していく予定です。関係者のみなさまにおかれましてはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 最後に

監査法人 A&A パートナースは、常に、社是である“Be of good use”（役に立つ）を念頭に置くことを忘れません。今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

統括代表社員  
加賀美 弘明

## 事務所概要 (2025年7月31日現在)

### ■ 法人概要

法人名	監査法人A&Aパートナーズ
統括代表社員	加賀美弘明
所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋1-16-11 日本橋Dスクエア2階 <small>※なお、事務所の移転に伴い、2025年12月以降は以下の所在地に変更しています。</small> 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-2 Hi-gs 日本橋6階
設立	1990年7月
関係会社	A&Aコンサルティング株式会社
職員数※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナー ..... 18名</li> <li>・公認会計士 ..... 38名</li> <li>・CPAUS ..... 3名</li> <li>・CISA ..... 3名</li> <li>・その他 ..... 33名</li> </ul> <p style="text-align: center;">合計【95名】</p> <small>※上記人数には非常勤職員27名は含めておりません。</small>

### ■ 海外提携先

法人名	MORISON GLOBAL LIMITED
提携日	2011年8月1日
提携の内容	メンバーシップ加盟※ <small>※「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第1号)に規定される「ネットワーク」には該当しません。</small>

### ■ 監査クライアント数

大会社等	
金融商品取引法・会社法	39社
会社法	2社
その他の会社等	
会社法	26社
労働組合	8社
その他の法定	7社
その他の任意	47社
合計	129社

## 経営会議メンバー紹介

当監査法人の経営は、統括代表社員及び各部門責任者(副部長を含む)5名によって構成される経営会議が主導しています。



統括代表社員

加賀美 弘明



品質管理部長

岡 賢治



経営管理部長

佐藤 禎



業務部長

宮之原 大輔



人材教育部長

伊藤 宏美



品質管理部副部長

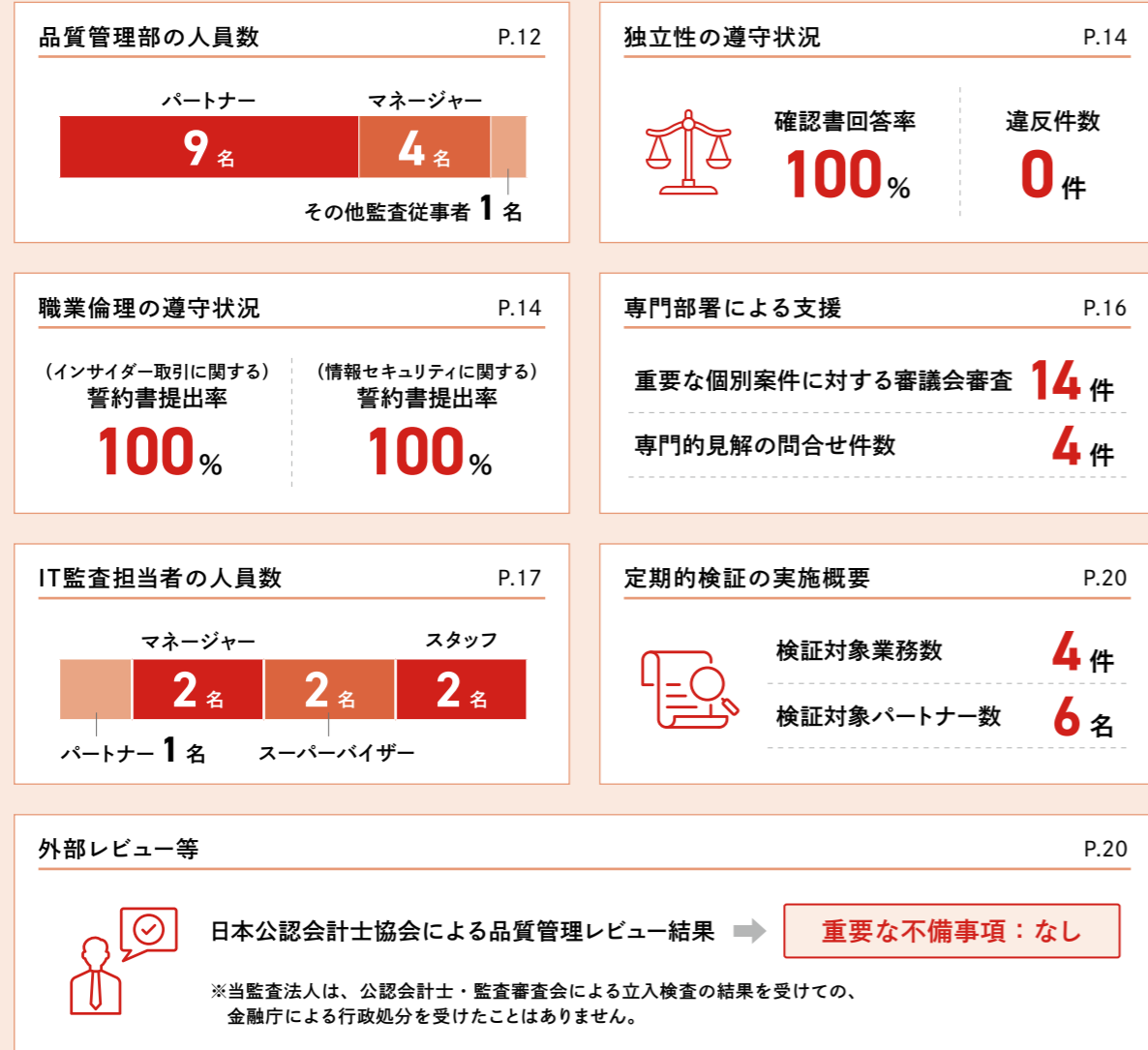
永利 浩史

## 沿革

- 1990年 7月 ● 設立
- 2007年 5月 ● 監査法人A&Aパートナーズに名称変更
- 2007年 7月 ● みずほ監査法人(旧中央青山監査法人)から31名が合流し、東京事務所を移転(東京都中央区)
- 2009年 1月 ● 米国中堅会計事務所 Plante&Moranと業務提携
- 2011年 4月 ● 日本ベンチャーキャピタル協会に入会(賛助会員)
- 2011年 8月 ● 国際会計事務所グループMorison International(現Morison Global Limited 本部:ロンドン)に加盟
- 2016年 1月 ● 日本公認不正検査士協会に入会(プレミアム会員)
- 2018年 7月 ● 一般社団法人 国際コンピュータ利用監査教育協会(ICAEA JAPAN)に入会
- 2024年 6月 ● 米国中堅会計事務所 Plante&Moranとの業務提携終了
- 2024年 7月 ● 上場会社等監査人名簿への登録(登録番号:第3057号)
- 2024年 7月 ● ISMS認証(ISO27001)を取得
- 2025年 8月 ● 日本会計研究学会入会(賛助会員)
- 2025年 12月 ● 東京事務所を移転(東京都中央区)

監査法人A&Aパートナーズでは、監査品質を定量的に示す「監査品質指標(AQI: Audit Quality Indicator)」を出し、その結果に応じて必要な改善策を模索・実施しています。

## 品質管理基盤



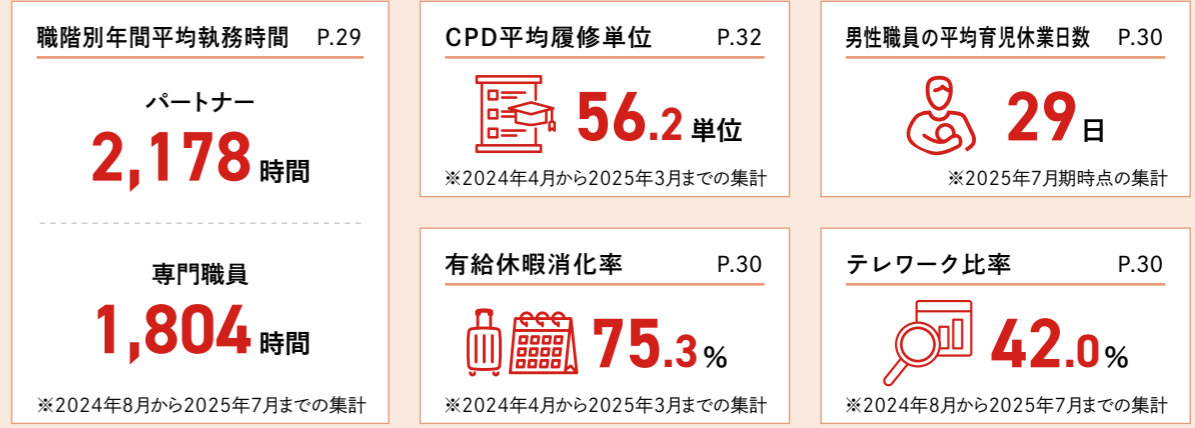
(データ: 2025年7月末時点)

## 組織・ガバナンス基盤

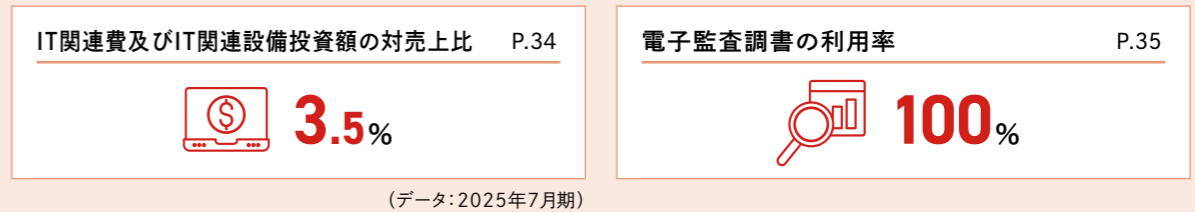


(データ: 2024年8月1日から2025年7月31日まで)

## 人的基盤



## IT基盤

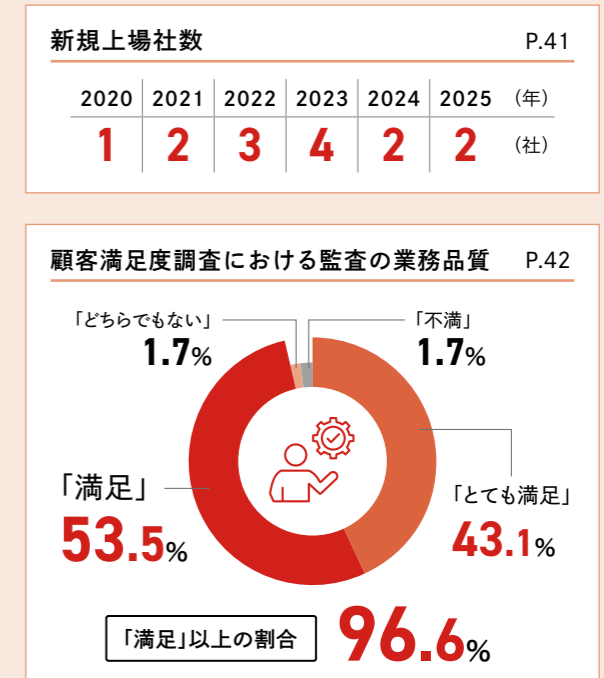


## 国際対応基盤



(データ: 2025年7月末時点)

## その他



## 品質管理基盤

## (1) 品質管理に関する基本方針

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を行っています。

監査品質の向上は、当監査法人の存続及び発展の根幹を成すものです。そのため、人材育成の手段として、定期的または適時の研修開催による専門要員<sup>※</sup>の能力向上に努めています。また、品質管理部を中心として、審査資料・電子監査調書の整備、監査業務マニュアルの適時の改訂を実施しており、そのうえで、電子監査調書システムにおける監査手続や文書化のモニタリングを行い、内部監査室による日常的モニタリングや定期的なモニタリングを確実に実施しています。

※専門要員とは、当監査法人に所属するパートナー及び専門職員を指します。専門職員とは、監査専門業務に従事する職員です。

## (2) 品質管理部の役割

監査業務に対する品質管理は、一義的には被監査会社の業務執行社員をはじめとした監査チームが責任を担うこととなりますが、それをサポートする組織として品質管理部があります。品質管理部は、パートナー及びマネージャーを中心に構成され、当監査法人の品質管理のシステムを整備し、運用しており、具体的には以下を実施しています。

## ■ 実施内容

- 品質管理に関する規程や電子監査調書システムの監査手続書の改廃
- 品質管理研修の実施
- 独立性及びインサイダー情報確認の管理
- レビューパートナーによる審査の管理及び審議会の運営・管理
- 専門的な見解の問合せの運営・管理

品質管理部の責任者である品質管理部長については、個別の監査業務への関与割合を低く抑えており、監査業務の品質管理に主として従事しています。また、品質管理責任者以外の品質管理部所属メンバーについて、監査部門である業務部との兼任はなく、品質管理部門の独立性を図っています。

## ■ 品質管理部の人員数

	2024年7月末	2025年7月末
パートナー	7(1)名	9名
マネージャー	7名	4(1)名
スーパーバイザー	1名	1名
合計	15名	14名

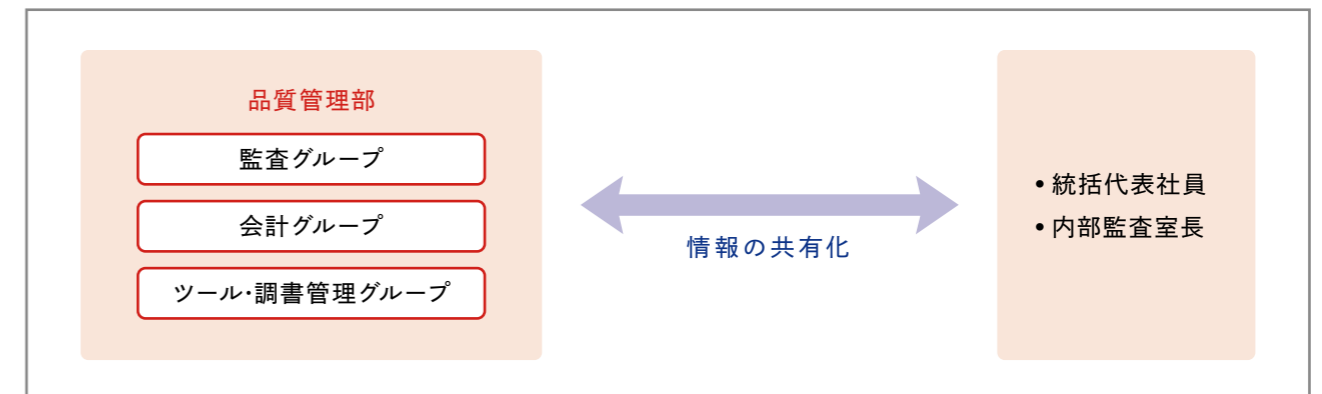
※日本公認会計士協会の品質管理レビューアーとしての出向者数を( )内の内書として記載しています。

品質管理部パートナーによる品質管理部会議が毎月1回開催され、品質管理のシステムの整備・運用に係る協議を行っています。品質管理部会議には、統括代表社員及び内部監査室長もオブザーバーとして参加し、情報の共有化が図られています。

また、品質管理部内に監査グループ、会計グループ、ツール・調書管理グループの3つのグループを設置し、役割分担を明確にしたうえで、各グループが担当パートナーの指示のもと、主体的に業務に取組むようにしています。毎月1回開催され、品質管理部に

所属する全員が参加する品質管理部連絡会議においては、各グループの業務進捗を報告する他、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論が行われています。

なお、監査基準報告書改訂等、多くの準備作業が必要な場合には個別にプロジェクトチームを編成し、対応しています。最近において個別にプロジェクトチームを編成した例は監査基準報告書600改訂、改訂監査に関する品質管理基準、内部統制基準改訂、四半期報告制度改訂等があります。



## 品質管理に関する責任

当監査法人は品質管理に関する責任を法人内部で割り当てており、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は品質管理部長とするとともに、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任者は統括代表社員としています。また、モニタリングに関する責任を内部監査室長に割り当てる等、品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任者を定めています。

## 品質管理部の行動計画及び品質管理業務のモニタリング

品質管理部においては、当監査法人の事業年度の開始前に、品質管理部の翌事業年度の行動計画を作成しています。また、当該行動計画の遂行に伴う、翌事業年度の品質管理業務に係る時間計画を作成するとともに、四半期ごとに品質管理業務の実績時間を集計し、計画した品質管理業務が十分に実施されているかどうかモニタリングを実施しています。2025年7月期における品質管理業務の見込時間を12,648時間と算定していましたが、時間実績は12,895時間となり、差異率は2%程度で、概ね見込通りに実施されていることを確認しました。

品質管理業務の時間計画及び実績	見込時間	実績時間	差異
2024年7月期	15,469時間	14,548時間	▲921時間
2025年7月期	12,648時間	12,895時間	247時間

※上記見込時間及び実績時間については、IT部、人材教育部、内部監査室等、他部門で実施する品質管理業務を含めて算定しています。

## (3) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

## 職業倫理について

当監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、当監査法人としての方針及び手続を定めています。

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

## 職業倫理に関する研修

専門要員の職業倫理に関する規範の理解を高めるとともに、日本公認会計士協会の倫理規則の改訂に対するアップデートや職業的懐疑心の重要性を理解するため、当監査法人においては、毎年、職業倫理研修を実施しています。

## 独立性について

当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

また、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日時点（新規採用者については採用時）において、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。

### ■ 独立性の遵守状況

	2024年7月末	2025年7月末
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

## インサイダー取引管理について

専門要員が、当監査法人の「インサイダー取引管理規程」を理解し、遵守していることを確認するため、毎年7月1日時点（新規採用者については採用時）において、インサイダー取引に関する誓約書の提出を求めています。

### ■ インサイダー取引管理規程の遵守状況

	2024年7月末	2025年7月末
誓約書提出率	100%	100%

## 情報セキュリティ管理について

専門要員が、当監査法人の「情報セキュリティに関する規程」を理解し、遵守していることを確認するため、毎年7月1日時点（新規採用者については採用時）において、情報セキュリティに関する誓約書の提出を求めています。

### ■ 情報セキュリティに関する規程の遵守状況

	2024年7月末	2025年7月末
誓約書提出率	100%	100%

## 担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、パートナーの専門分野、経験、業務量及びローテーション計画の円滑な推進などに配慮し、監査業務の品質が確保できるように留意して、ローテーションを実施しています。

### ■ ローテーション・ルール

役割	最長任期期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
その他の業務執行社員	7会計期間	2会計期間

更に、金融庁の「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」の結果、及び日本公認会計士協会による「チームメンバーローテーション制度の導入」の趣旨を鑑み、当監査法人として監査人の独立性の強化へ向け、2020年4月以降、公認会計士法上の大会社等（潜在的な公認会計士法上の大会社等を含む）の監査業務に対しては、主要な監査補助者についてもローテーション・ルールを規定化しています。具体的には、統括主査又は主査として関与を開始してから最長10会計期間を関与期間の限度とするものであり、専門職員からパートナーへ登用された場合でも当該関与期間の上限を厳守するものとなっています。

主要な監査補助者についてもローテーション・ルールを規定化することにより、違った環境で切磋琢磨することが可能となり、更なる職業的懐疑心の醸成や専門家としての能力の向上に資することとなります。

なお、レビューパートナーの任期等については、以下のとおり定めています。

役割	最長任期期間	インターバル期間
レビューパートナー	7会計期間	3会計期間

## (4) 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。これには、当監査法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当監査法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれています。

関与先の誠実性等については、関与先に重要な影響力のある株主、経営者等の姿勢や統制環境に関する情報などを考慮して検討しています。また、反社会的勢力及び反市場勢力との繋がりを回避するため、新規受嘱に際してはスクリーニングを実施しています。更に、市場からの退場を迫られていると思われる上場企業等の新規受嘱に関しては「受嘱しない」ことを前提に慎重な判断を実施し、既存のクライアントに対しても、継続企業の前提に疑義の生じた場合等監査リスクが極めて高くなった場合には、契約継続に関して慎重な判断を行うこととしています。

一方、監査を実施するための適性、能力及び人的資源については、専門要員が関与先の属する産業の知識及び関連する規制等に関する経験等を有しているか、などを検討しています。

## 案件受入会議

監査契約の新規案件については、統括代表社員、品質管理部長、業務部長及び事業開発部長を構成員とする案件受入会議において、事業内容や監査リスク、適性、能力及び人的資源等の観点から検討を行い、承認を受けた案件についてのみ、受嘱の手続を開始することとしています。

	2024年7月期	2025年7月期
案件受入会議の開催回数	9回	13回

※対象案件が品質管理上のリスクが低いと判断される既存クライアントの関係会社あるいはSPC等に該当する場合は、案件受入会議の検討対象から除いています。

## 不正リスクへの対応

上場会社に係る監査契約の新規の締結においては、案件受入会議において、不正会計リスクがスコア化されたデータベースである「DEFENSE」を利用し、不正リスクを検討しています。

## (5) 審査の方針及び手続

### レビューパートナーによる審査

当監査法人の組織の拡大に伴い公認会計士法上の大会社等に該当する被監査会社数も増加してきたことから、2024年3月期以降の監査業務に対しては、従来の合議制による審議会審査制度から、レビューパートナーによる審査制度に変更しました。これにより、従来以上に十分な時間を確保した、深度ある審査を実施することが可能な体制となっています。

当監査法人では、レビューパートナーによる監査業務の審査に関する方針及び手続を定めています。これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、客観性及び審査の記録及び保存が含まれています。

レビューパートナーによる審査は、監査計画、個別案件審査、期中レビューの結論及び監査意見について行います。レビューパートナーが適時に監査チームミーティングに参加することにより、監査上のリスクについて深く検討することができる体制となっています。業務執行社員は、監査報告書又は期中レビュー報告書の発行日までにレビューパートナーの審査を受ける必要があります。

### 審査担当者の選任

品質管理部において、監査種別、監査工数、DEFENSEデータ等に基づき、審査対象となる業務のリスク判定を行うとともに、当該業務の審査を実施するために審査担当者に必要とされる監査業務執行経験、品質管理業務経験等の基準を策定しています。業務部は、当該基準に基づき、審査担当者の業務量やローテーション等を考慮し、各業務の審査担当者の候補者を選定し、最終的に経営会議の承認により審査担当者を選任しています。

## 審議会による審査

重要な個別案件については、業務執行社員はレビューパートナーの審査を受けるとともに、審議会の審査を受ける必要があります。審議会は、議長及び複数の審査委員から構成される合議制の組織です。合議制による審査は、複数の審査担当者が合議により審査を行う方法であるため、1名の審査担当者の意見に左右されず、多角的、多面的な審査が行われる利点があります。なお、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、審議会議長には、監査業務経験30年を超え、日本公認会計士協会の品質管理専門部会委員の経験があり、幅広い知見や経験を有するパートナーを配置しています。

	2024年7月期	2025年7月期
重要な個別案件に対する 審議会審査の件数	13件	14件

## 深度ある審査

審査担当者に対して、審査時間の目安を示すとともに、各業務の審査時間の実績についてはパートナー品質管理会議でディスカッションを行っており、十分な時間を確保した深度ある審査の実施に努めています。また、パートナー品質管理会議においては、審査対象となった個別案件審査項目や審査実施上の留意事項について共有するとともに、ディスカッションを実施することにより、審査担当者の能力向上を図っています。

## (6) 専門的な見解の問合せ

業務執行社員は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項、さらには不正事案に関して、専門的な見解の問合せを実施する必要があります。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、助言者となる専門委員を定めています。専門的な見解の問合せの助言者となる専門委員の選定に際しては、助言者としての能力、適性について十分に考慮しています。

当監査法人は不正による重要な虚偽表示を示唆する状況、収益認識に関する会計基準や企業結合に関する会計基準等及び事業分離等に関する会計基準等の適用に伴う複雑な会計処理について、専門的な見解の問合せが必要な事項として定め、以下のとおり問合せに対する助言を実施しました。

### ■ 専門的な見解の問合せ件数

	2024年7月期	2025年7月期
問合せ件数	4件	4件

## 一般社団法人監査支援機構への専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せ事項を拡大するため、2024年8月に当監査法人は一般社団法人監査支援機構に入会し、従来の当監査法人内部における問合せに加え、同機構に対しても問合せを行うことができるようにしています。

## (7) 不正リスクへの対応

当監査法人は、監査の品質管理規程、電子監査調書等において、不正リスク対応基準に準拠するための具体的な方針及び手続を定めています。

## 不正リスクのモニタリング

品質管理部は日経金融工学研究所から月次でDEFENSEデータを入手しており、当該データにおける不正会計スコアが一定数以上の業務に対し、不正リスクのモニタリングを実施しています。不正リスクのモニタリング対象となった業務については、DEFENSEデータに加え、不正会計レポートを入手し、監査チームは当該レポートの分析を実施するとともに、必要な対応について品質管理

部に報告しています。品質管理部においては、監査チームの対応状況を検討するとともに、期末監査の実施状況についても検討を行っています。

## 不正事例研修

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を取得し、能力を開発できるよう、不正事例データベースを構築するとともに、実際の不正事案に基づく不正事例研修を実施しています。

## データ分析ツール

不正リスクの分析に利用できるように、データ分析ツール(THUMGY Data)を導入しています。当該データ分析ツールについては、各専門要員のPCにインストールを行っています。

## (8) IT監査

IT監査はIT専門家が所属するIT監査部で担当しています。今後、法人規模の拡大やIT監査の重要性の高まりを踏まえながら、IT専門家としての資格取得の推奨や人員の増強等、質・量の充実に努めていきます。

### ■ IT監査担当者の人員数

	2024年7月末	2025年7月末
パートナー	1名	1名
マネージャー	2名	2名
スーパーバイザー	1名	2名
スタッフ	3名	2名
合計	7名	7名

### ■ 資格別人員数

	2024年7月末	2025年7月末
公認情報システム監査人	3名	3名
システム監査技術者	—	1名

## (9) 監査品質向上への取組み

### 品質管理部による監査調書の確認

不正リスク対応及び会計上の見積り等の重要な監査項目については、公認会計士法上の大会社等に係る監査業務の中から一定の業務を選定し、品質管理部担当者が監査調書の確認を実施するとともに、問題点の抽出、適切な監査手続実施のためのアドバイスを実施しています。

### クライアントとの十分なコミュニケーション

クライアントの監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換をするため、監査チームは、まず監査計画段階で経営者及び監査役等とのコミュニケーションを実施します。それ以外にも、積極的にコミュニケーションの場を設けており、適時適切に監査上のリスクを評価することができる体制となっています。

なお、四半期報告書制度が改正され、第1及び第3四半期に係る四半期報告書制度が廃止されましたが、第1及び第3四半期決算時に期中監査のための往査を実施する等により、クライアントの状況を分析するとともにコミュニケーションの機会を確保し、クライアントから相談を受けやすい環境を整えています。

### 外部機関が提供する情報の活用等

パートナー及び専門職員には世界中の企業・業界の分析ができる専門ツールである「Speeda」が提供され、これを監査業務へ活かすことが推奨されています。

また、上場被監査会社については、不正会計リスクがスコア化されたデータベースである「DEFENSE」を利用することにより、個社に対する情報を随時入手しており、不正の兆候等の判断に役立てています。

### 監査上のリスク把握のためのナレッジ収集

過去、第三者委員会の報告があった不正事例に関して当監査法人において独自にデータベース化がなされており、監査上のリスク把握に役立てられる環境を整備しています。

また、当監査法人の被監査会社の主要な業種については、業種別にナレッジが集約されており、各社の監査計画の策定に活かすことが要求されています。このように監査チームが被監査会社との間での深度ある意見交換ができる環境を整備しています。

さらに監査計画の審査資料にはこれらの情報が記載されることから、審査においても監査チームの計画している監査手続等が充分かどうかについて意見交換が行われます。

#### ■ 「業種別ナレッジ」の対象業種

業種	
小売業	不動産業
製造業	卸売業
情報・通信業	人材派遣業
建設業	

### 新基準への取組み

新たな会計基準等については、担当部門を品質管理部とし、品質管理部内にプロジェクトチームを設置することにより、以下の施策を実施しています。

- ① 会計基準、実務に係る情報収集、事例分析
- ② 電子監査調書システムにおける監査手続書及び審査資料の改訂
- ③ 会計基準、監査上の留意事項等について、専門要員に対する研修
- ④ クライアントに向けた、会計基準の論点を解説した資料の作成
- ⑤ 会計処理、開示事項に関する、監査チームへのサポート体制の構築

### 品質管理部によるKAM文案の検討

品質管理部の監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という）担当パートナーが、独立監査人の監査報告書におけるKAMの文案検討を行っており、監査チームからKAM文案の入手後に、監査チームへのフィードバックを行っています。検討対象としているKAMは、新規上場会社、当法人で新規に受け入れた会社（監査人交代案件）、前期よりKAM項目の変更を行う会社等としています。

### グループ監査対応

グループ監査を実施している業務の担当者は品質管理部担当者とともに、インストラクション検討会議を開催し、インストラクションに記載すべき重要事項の共有を行うとともに、不正リスク対応等における留意事項を協議しています。

### CAATsの推進

品質管理部管轄のプロジェクトチームであるCAATs PJがCAATs(コンピュータ利用監査技法)やデータ分析の促進を図っており、当監査法人の2025年7月期から2027年7月期までのCAATs推進に関するロードマップを作成し、実行しています。当該ロードマップにおいては、2027年3月期以降の全ての公認会計士法上の大会社等に係る監査業務において、CAATsを活用した大量データを利用した異常性・整合性分析、データ間のリレーション分析等を実施することを目標としています。

また、現在、CAATsの浸透を図るべく、一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会（ICAEA JAPAN）へ加盟し、研修受講及びICCP（国際認定CAATs技術者）資格等の取得を奨励しています。

#### ■ 資格別人員数

	2024年7月末	2025年7月末
ICCP(国際認定CAATs技術者)	6名	18名

## (10) 知的資源

### 知的資源

監査基準等の改廃について適時に情報収集を行うため、毎月開催される品質管理部連絡会議において、監査基準等の改訂に関する報告が行われ、品質管理部の各担当が、監査マニュアル・監査調書様式の改訂について検討を行います。改訂された監査マニュアル・監査調書様式については全体会議での周知に加え、必要な場合、研修が実施されます。

### 情報と伝達

監査業務マニュアル等の監査業務を実施する際に必要な情報や、監査役等へ伝達すべき品質管理システムの整備・運用状況の概要の説明資料の様式については、グループウェアに掲載することにより、専門要員と監査チームが利用可能にしています。また、業種別ナレッジ、不正事例データベース等の情報を専門要員に提供し、業務に役立てるようにしています。

## (11) モニタリング

当監査法人は、品質管理システムが有効に運用されていることを合理的に確保するために策定された品質管理システムに関するモニタリング及び評価を内部監査室において行っています。モニタリング活動は日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成されています。

定期的なモニタリング活動としては、品質管理の方針及び手続に準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるため、完了した監査業務の検証（以下、定期的検証）を実施しています。

2025年7月期の定期的検証は、日本公認会計士協会の品質管理レビューアー経験者3名を中心に実施し、自主的な検証体制の強化を図っています。

定期的検証は、循環的に実施しています。検証のサイクルは3年とし、必要に応じて3年より短い期間とします。一つの検証のサイクルの中で、監査責任者ごとに少なくとも一つの完了した監査業務を検証の対象として選定しています。

定期的検証結果については、指摘事項における原因分析、根本原因分析を含めフィードバック研修を実施するとともに、検証対象業務以外の監査業務に対しても指摘事項の該当の有無、対応状況の確認を行っています。



内部監査室長  
町田 真友

## ■ 定期的検証の実施概要

	2024年7月期	2025年7月期
検証対象業務数	4件	4件
パートナー数*	14名	14名
検証対象パートナー数	8名	6名
定期的な検証に従事する日本公認会計士協会の品質管理レビューア―経験者	4名	3名

\*業務執行に従事していないパートナーを除く

## 定期的検証における着眼点

当監査法人の定期的検証は、日本公認会計士協会による品質管理レビュー方針のうち、「個別業務における監査の実施状況」の重点的実施項目である、不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応、会計上の見積りの監査について重点項目とするとともに、公認会計士・監査審査会による監査事務所検査結果事例集の「個別監査業務編」における各項目の留意点、着眼点を考慮して検証を実施しています。

## 日常的モニタリング活動

日常的モニタリング活動として、定期的検証の検証対象業務以外の監査業務に対して、監査の実施過程の段階で、定期的検証対象会社での指摘事項と同様の事項がないかの確認及び同様の指摘事項があった場合の改善状況の確認を実施しています。

また2025年7月期より、改訂監査に関する品質管理基準に基づく品質管理システムの評価を行い、評価結果を経営会議に報告しています。

## (12)外部レビュー等

### 外部レビューの概要

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

### 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

#### ■ 品質管理レビュー報告書の交付年月

当監査法人は2024年4月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

#### ■ 実施結果

当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

### 公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による立入検査の結果を受けての、金融庁による行政処分を受けたことはありません。

## (13)改訂後の監査に関する品質管理基準への対応

改訂監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）及び改訂品質管理基準報告書（日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会）が当監査法人においては2024年7月1日より適用されたことに伴い、当監査法人は品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし、適用するための方針及び手続を定め、日本公認会計士協会の監査事務所における品質管理ツール様式1及び様式2を参考にし、対応状況を検討しました。

### 品質管理システムの評価結果

品質管理システムに関する最高責任者である統括代表社員は、当監査法人の会計年度の末日である7月31日を基準日として品質管理システムを評価します。2025年7月31日現在の評価の実施において重大または広範な不備が識別されなかったことから、当監査法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると結論付けています。

(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

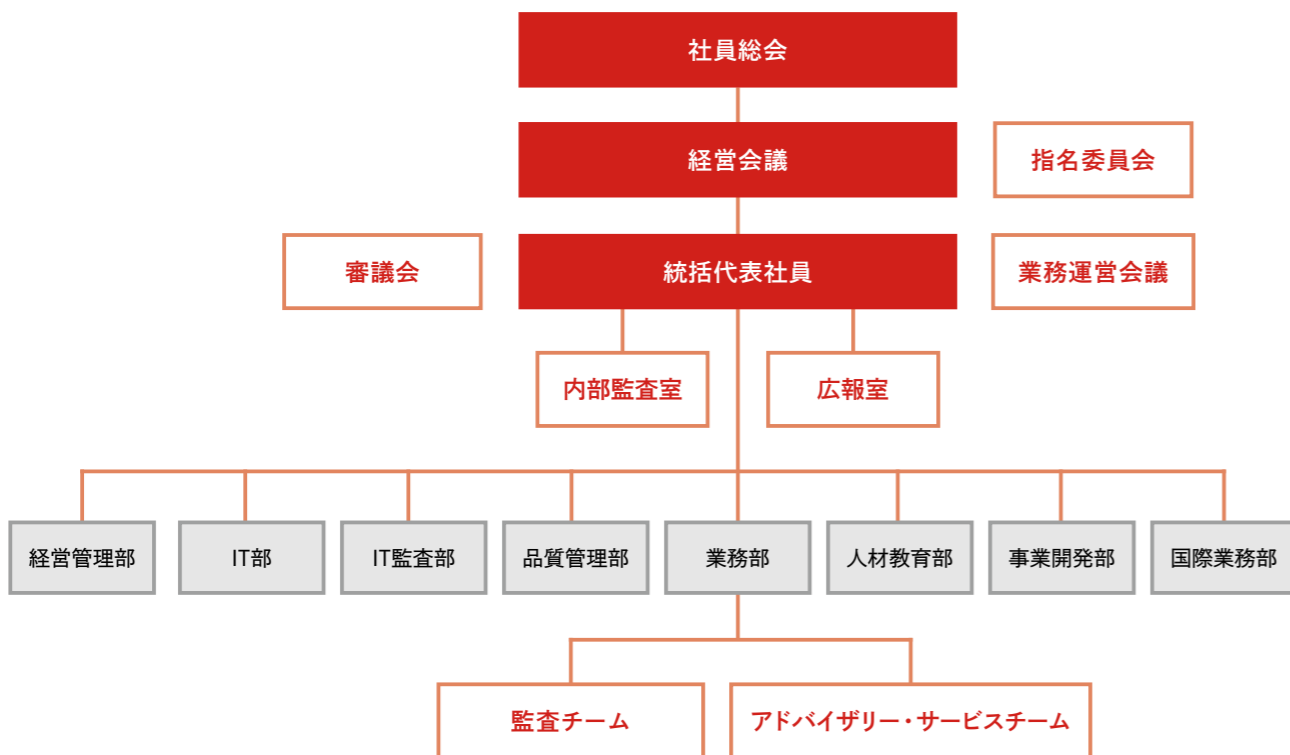
当監査法人の最高意思決定機関である社員総会をはじめ、日常の重要事項を決定する経営会議があり、更には、経営管理部・IT部・IT監査部・品質管理部・業務部・人材教育部・事業開発部・国際業務部・内部監査室・広報室の8部門・2室に権限を委譲し、日常の意思決定を諮っています。また、経営会議の議事内容に関しては、パートナー全員から構成される業務運営会議への報告がなされ、質疑等による監視が実施され、法人全体に関わる事項については、毎月開催される全体会議において、職員を含む全員に周知が図られています。

なお、上場企業を中心としてIFRSが浸透しつつある状況を鑑み、2025年8月にIFRS推進室を立ち上げ、専門要員に対するIFRS対応可能な人材の育成に努めるとともに、IFRS適用会社に対する監査業務及びアドバイザー業務を拡大することを目指しています。

また、当監査法人は、2018年10月より「監査法人の組織的な運営に関する原則」(所謂、監査法人のガバナンス・コード)を導入し、弁護士の中村直氏を迎え、業務運営会議等での発言を参考に第三者の視点による健全経営を図っています。更に、2020年から、外部調査機関を利用した顧客満足度調査及び従業員満足度調査を実施することにより、客観性の高い当監査法人に対する評価を実施し、2021年から「監査品質に関する報告書」(現「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」)を作成開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況を理解して頂けるように努めています。

(2) 組織図

当監査法人は、機動的かつ実効性のある組織運営を行うため、法人業務を機能的に8部門に区分し、各部門へ権限を委譲しています。パートナー及びマネージャーを適材適所に配置し、部門毎に合議に基づき業務の意思決定を行い、業務遂行にあたっています。



(2025年7月31日現在)

(3) 社員総会

当監査法人における最重要案件に関しては、パートナー全員参加による社員総会に基づき意思決定を行っています。年1回の定時社員総会以外にも、経営会議からの上程を受けて、適宜、臨時社員総会の招集及び開催を行い、意思決定を行っています。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務担当者やレビューパートナー、審議会の判断に任せるだけでなく、事業開発部による信用調査機関等からの関連情報の入手、品質管理部による重要事項の内容分析と対応策の検討、内部監査室による重要事項の発生原因等の調査など、各部門が主体的に役割を果たし、最終的に社員総会において適切な判断ができる体制を構築しています。

2024年8月1日から2025年7月31日までの社員総会の開催回数	12回
-----------------------------------	-----

(4) 経営会議

組織の経営は、統括代表社員及び部門責任者(副部長を含む)の5名によって構成される経営会議が主導し、当該経営会議メンバーの合議に基づき当監査法人全体の経営意思決定が行われます。

法人を代表する統括代表社員は、社員総会の決議により選任されます。選任された統括代表社員は、指名委員会の推薦に基づき、経営会議のメンバーである各業務執行部門の部門長をパートナーのなかから選任します。経営会議のメンバーは監査実務に精通していることはもちろんのこと、統括代表社員については、リーダーシップを発揮できるトップとしての要素を勘案し、各業務執行部門の部門長については、法人の組織的な運営のための機能が充分確保される要素を勘案して選任されます。

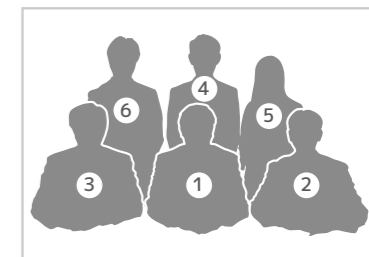
経営会議の考えは、全体会議や業務運営会議等を通じて、パートナー及び職員へ浸透されており、また、大手監査法人と比較して、経営機関と監査の現場との距離感がないため、監査の現場から経営機関への情報の円滑な流れも確保されています。

2024年8月1日から2025年7月31日までの経営会議の開催回数(書面決議を含む)	39回
--	-----



【経営会議メンバー】

- ① 統括代表社員 加賀美 弘明
- ② 品質管理部長 岡 賢治
- ③ 経営管理部 佐藤 禎
- ④ 業務部長 宮之原 大輔
- ⑤ 人材教育部長 伊藤 宏美
- ⑥ 品質管理部副部長 永利 浩史



## (5) 統括代表社員

統括代表社員は定款又は社員総会の定めにより委譲された権限の範囲において、当監査法人を代表し、経営会議の決議に基づいて当監査法人の業務を執行します。

### 全体会議での周知、監査業務の品質を重視する風土の醸成

監査品質が重要であること、また、会計上・監査上のトピックスと当法人での対応方針、継続的専門能力開発の重要性など、監査を行うにあたり重要と考える事項については、原則として定期的に開催される全体会議において、専門要員に対して統括代表社員からメッセージを発信しています。

特に重要な事項については、1回の伝達のみならず繰り返して発信することにより、監査業務の品質を重視する風土の醸成に努めています。

### パートナー品質管理会議の開催

監査品質の維持向上のためには、パートナー自身が現行の監査の基準が求める手続の水準を十分に理解し、自らの責任において監査品質を確保する必要があります。そのためには、パートナー間での監査品質に関する徹底的なコミュニケーションが重要と理解しています。

統括代表社員は、2022年10月より定期的に全てのパートナーを招集し、「パートナー品質管理会議」を開催することにより、監査品質に関する徹底的なコミュニケーションを行っています。主な議題は以下の通りです。

- ① 監査基準、現行の監査水準の理解のアップデート
- ② 監査業務の実施・管理について
- ③ 審査での検討事項について
- ④ 「監査事務所検査結果事例集」、「品質管理レビュー事例解説集」について
- ⑤ 専門的見解の問合せ事項について

## (6) 業務運営会議

経営会議における合議内容等に関しては、月1回開催される全パートナーが出席する業務運営会議において報告されるとともに、質疑と応答、相互の意見交換が行われています。経営会議の意思決定等に対し、経営会議メンバー以外のパートナーの監督・評価が行えるよう、適時かつ適切に必要な情報を提供するとともに、忌憚のない意見交換が行えるようフラットな会議運営を目指しています。

2024年8月1日から2025年7月31日までの業務運営会議の開催回数	12回
-------------------------------------	-----

## (7) 独立性を有する第三者

当監査法人のパートナーに加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士（外部有識者）も業務運営会議及び指名委員会へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。適時かつ適切に必要な情報を提供するために、業務運営会議及び指名委員会開催前に議題及び資料の提出を実施しています。



【外部有識者】  
中村 直氏

－略歴－

東京弁護士会所属弁護士（司法修習第50期 1998年登録）。2012年から現在まで敬和総合法律事務所に所属。企業法務を主に取り扱い、法律相談や訴訟・紛争への対応のほか、不祥事対応やコンプライアンスの確立にも豊富な経験を有する。

## (8) 全体会議

統括代表社員は、トップとしてのメッセージについて、ホームページを通じて法人の内外に発信するとともに、法人内部に対しては毎月1回行われる全体会議の場において、当監査法人を取り巻く環境及び目指す方向性等についてのメッセージを伝達しています。また、当該全体会議では、各業務執行部門から品質管理上必須とされる事項等の情報伝達が行われることにより、常にパートナー及び職員に対して最新の情報共有が図られています。

2024年8月1日から2025年7月31日までの全体会議の開催回数	11回
-----------------------------------	-----

## (9) 指名委員会

指名委員会は、当監査法人の適切な経営体制の構築に資するために、経営会議構成員、統括代表社員及び各部門長・各室長・審議会議長等、並びにパートナー登用の候補者の推薦及びパートナーの解任の提案に関する議案の内容を決定し、経営会議に付議することを目的とする会議体です。

指名委員会は、経営会議の決議によって選定されたパートナー及び第三者である外部有識者により構成されています。

### 役職スキルマトリクス

統括代表社員や各部門長等の役職者が、充分かつ適切な経験及び能力を有していることを確認するために、各役職に係る職務を遂行するにあたって求められる要求事項を定め、統括代表社員や各部門長等の推薦にあたって、各役職に求められる経営スキルと業務遂行スキルの関係を整理した役職スキルマトリクスを作成しています。

### (1) 業務運営に関する基本方針

高品質な監査業務の提供は監査法人の存続の基盤をなすものですが、それを達成するためには、構成員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供すること、そして常にモチベーション高く業務に臨める心身の状態を維持することが不可欠と考えています。

業務部は他の監査法人にはあまり存在しない、当監査法人特有の部門です。ここでは、法人全体での業務量と人員のバランスを考慮し、業務受嘱量のコントロール、担当者の割り振り、人材の採用、そして構成員の労働環境の監視など、幅広い業務を行っております。当監査法人における常勤職員の離職率は2.3%（2024年8月1日から2025年7月31日）と、監査法人としては低水準となっております。働きやすい職場であることが離職率を下げ、それにより各人が経験曲線効果を楽しみ、また十分な検討時間を確保できるため、より高品質な監査業務を提供することができる、そのような好循環を生み出すことを目指しております。

### (2) 業務部の役割

業務部は当監査法人の監査業務を有効かつ円滑に遂行するために、人員を一体的に管理すると共に当監査法人のクライアント業務を管理し、必要な業務運営を行っています。

### (3) 構成員の状況

人材の確保については、業務部を中心として、公認会計士試験論文式試験合格者の採用のためのプロジェクトチームによるリクルート活動及び人材紹介会社等を利用した大手監査法人退職者等の中途採用を実施しています。

当監査法人の構成員の状況は、以下の通りです。構成員は、多種多様なバックグラウンドを持った人材で構成されています。

#### ■ 各職階の役割

パートナー	当監査法人が定めた品質管理のシステムに準拠して監査業務を実施するとともに、監査チームのメンバーがこれに準拠して監査業務を実施していることを確認します。
マネージャー	適切な判断力が要求される重要クライアント、リスク水準の高いクライアントの主査業務を担当します。また、部門に所属し、パートナー業務のうち一部の業務をサポートします。
スーパーバイザー	平均的なリスク水準のクライアントの主査業務を担当します。
シニアスタッフ	監査業務の補助者として、主査の指示に従い重要監査項目の監査業務を担当します。また、複雑な判断を必要としないクライアントの主査業務を担当します。
スタッフ	監査業務の補助者として、主査の指示に従い所定の作業を受け持つスタッフとして補助業務を担当します。
サブスタッフ	公認会計士資格を有しない補助者であり、専門的な判断を伴わない監査周辺業務を行います。監査業務をサポートすることにより、専門要員の事務負担の軽減、判断業務への集中を目的としています。

#### ■ 構成員の職階別人員数

	2024年7月末		2025年7月末	
	人員数	人員数	人員数	人員割合
パートナー	16名	18名	18.9%	
マネージャー	15名	13名	13.7%	
スーパーバイザー	15名	18名	18.9%	
シニアスタッフ	19名	18名	18.9%	
スタッフ	10名	16名	16.9%	
サブスタッフ	6名	5名	5.3%	
アドミサポート職員	6名	7名	7.4%	
合計	87名	95名	100%	

※上記には、非常勤職員は含まれていません。（2024年7月末時点：31名、2025年7月末時点：27名）

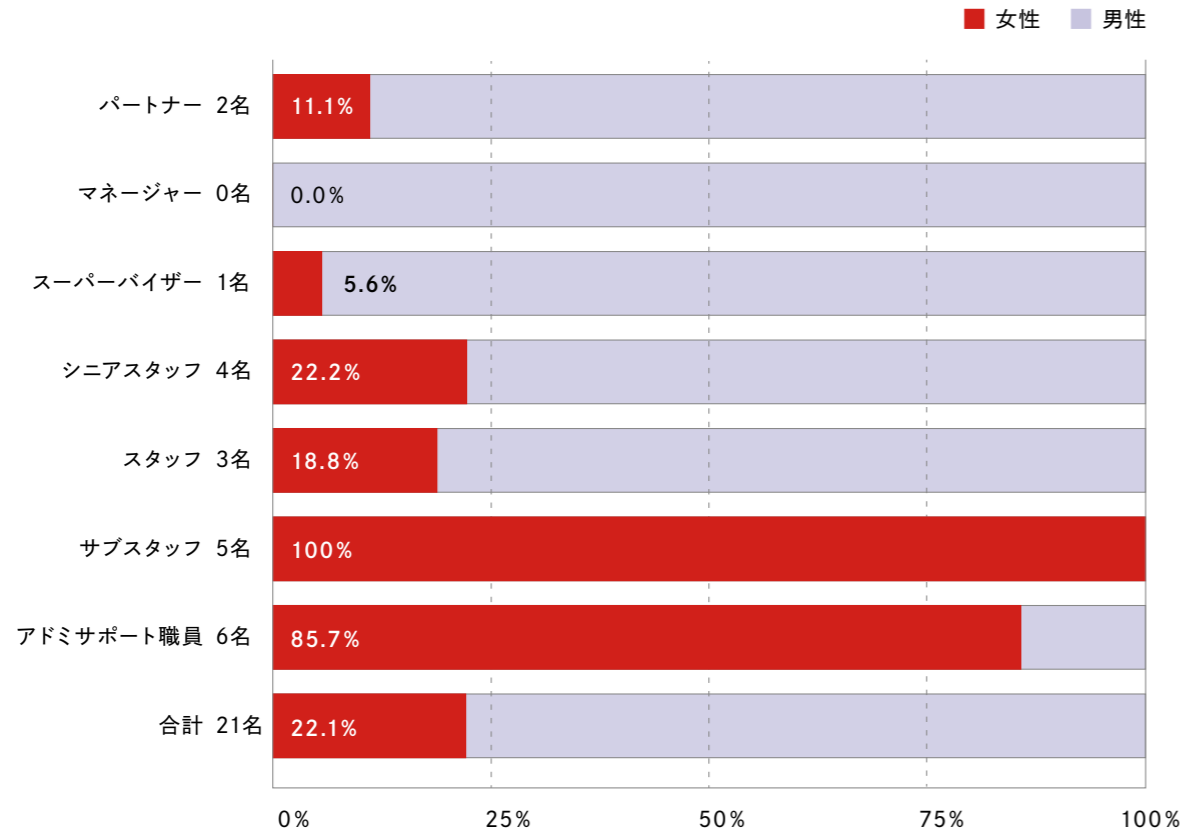
#### ■ 構成員の資格別人員数

	2024年7月末		2025年7月末	
	人員数	人員数	人員数	人員割合
公認会計士	48名	56名	58.9%	
日本公認会計士協会 準会員	17名	14名	14.7%	
米国公認会計士	3名	3名	3.2%	
公認情報システム監査人	3名	3名	3.2%	
その他監査従事者	10名	12名	12.6%	
アドミサポート職員	6名	7名	7.4%	
合計	87名	95名	100%	

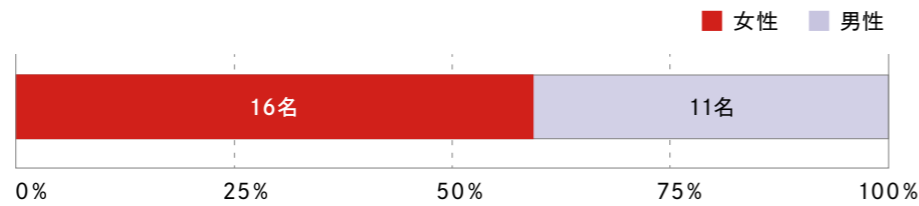
※上記には、非常勤職員は含まれていません。（2024年7月末時点：31名、2025年7月末時点：27名）

※業務部においては、米国公認会計士、公認情報システム監査人の他、株価算定業務会社出身者等の幅広い知見や経験を活かすことができるように、業務のメンバー構成を決定しています。

■ 構成員の女性割合 (2025年7月末)



■ 非常勤職員の女性割合 (2025年7月末)



※監査品質向上のために、人的資源を確保する方法として、実務経験者を中心とした人材採用を実施しています。人材紹介会社からの紹介だけでなく、将来の職員採用も見据えて、出産・子育てのために大手監査法人を退職した女性公認会計士を非常勤職員として迎え入れることにも積極的に取り組んでいます。

(4) 専門要員の採用

公認会計士試験全科目合格者の定期採用にあたっては、30名ほどのプロジェクトチームによるリクルート活動を展開しています。当監査法人では1年間に育てられる新人の数には限りがあると考えており、グループ制のもとで1つのグループに配属される新人は原則として1~2名としています。2025年7月末現在、6グループであるため定期採用の採用目標は10名となっています。

中途採用については、10社以上の人材紹介会社と契約し、また一部ダイレクトリクルーティングの手法も使うことで、年間を通して経験者の採用を行っています。

採用にあたっては人材の多様性を求めているため、定期採用・中途採用とも、採用したいキャリアや人物像を明確に定めてはいませんが、誠実性と調和性を重視しています。

(5) 監査担当者の選任

監査責任者の選任

すべての監査証明業務の業務執行社員は、業務部が業務執行社員候補者案を経営会議に提出し、審議されたのち、統括代表社員が選任します。業務執行社員の選任にあたっては、クライアントの業種、事業規模、監査リスク等とともにパートナーの経験、能力、知識等を十分に勘案し、法人全体からクライアントに最適なパートナーを業務執行社員として選任することとしています。各パートナーの担当クライアント数及び執務時間数のほか、当監査法人又は日本公認会計士協会等における担当業務量等を考慮し、特定のパートナーに業務が集中しないように留意しています。

監査チームメンバーの選任

業務部は、公認会計士法に基づき、専門職員の専門分野、経験、業務量及びローテーション計画の円滑な推進などに配慮し、監査業務の品質が確保できるように留意して、主要な監査補助者を選任しています。選任基準は、クライアントの業種業態、専門職員の経験等となります。チームメンバーは、全専門職員の往査日程要望をまとめた「アサイメント表」を基に、各専門職員の経験を考慮しつつ、四半期ごとに業務部長とグループ長が協議して選定しています。

ローテーション計画

業務執行社員、主要な監査補助者及びレビューパートナーについては、業務部長が当監査法人の定める「ローテーション・ルール」に基づきローテーション計画を策定し、経営会議に上程しています。更新は適宜行っていますが、年に一回、パートナーの新規登用を受けて全面的な見直しを実施しています。また「ローテーション・ルール」の細則として、経営会議メンバーの重複回避、事業開発担当パートナーの任期短縮、統括代表社員の管理業務への専念、独立性の強化等を考慮するよう求められています。

(6) 執務時間等

専門要員の執務時間、有給休暇消化率及び離職率は以下の通りです。人的基盤を維持するための取組みとして、勤務時間と場所の多様性を図っています。出産育児や介護の問題をはじめ、当監査法人に帰属する人員の特性は多様化が見られるため、単なる時短勤務や休暇取得に留まらず、完全フレックス制の導入やサテライトオフィスの利用を含むテレワークの活用を推奨しています。また、過剰労働を防止するための残業時間管理だけでなく、勤務間インターバル制度の導入を実施しています。更には、当監査法人への帰属意識を高めるために業務評価面談、1on1ミーティング、従業員満足度調査の実施の他、福利厚生充実を目的とした専門機関による健康診断(配偶者含む)、懇親会の実施、誕生日におけるギフトブックの進呈等を実施しています。

■ 職階別年間平均執務時間

	2023年8月から2024年7月	2024年8月から2025年7月
パートナー	2,444時間	2,178時間
専門職員	1,906時間	1,804時間

※サブスタッフを除く

採用した職員に、長きに亘り当監査法人へ貢献してもらえることが重要であると考えます。良い労働環境の提供を通じた離職率の低下を目指すため、働き方改革として、以下のような様々な施策を実施しています。

- 働き方改革法に基づく残業時間管理の徹底、有給休暇取得の促進
- 女性職員ほか、男性職員による育児休業制度の利用促進
- 働き方の自由度を勘案した専門職制度、フレックスタイム制度の導入
- 職員の健康管理に配慮した勤務間インターバル制度の導入
- 移動時間削減及び生産性効率性向上を目的としたテレワーク制度の導入
- 外部機関が提供するサテライトオフィスの利用

## ■ 有給休暇消化率(パートナーを含まない)

	2023年4月から2024年3月	2024年4月から2025年3月
平均有休取得日数	11.9日	11.4日
有給休暇消化率	81.7%	75.3%

※上記は通年在籍者に限り、育児休暇取得者は含まれていません。  
また、有給休暇以外に、全職員を対象とした5日間のリフレッシュ休暇制度を導入しています。

## ■ 男性職員による育児休業制度の利用状況(パートナーを含まない)

	2024年7月期	2025年7月期
新規に制度の対象となった男性職員数	8名	1名
上記のうち制度を利用した男性職員数	8名	1名
上記の男性職員が期中に取得した平均育児休業日数	67日	29日

## ■ 離職率(パートナーを含む)

2023年8月1日から2024年7月31日	8.8%
2024年8月1日から2025年7月31日	2.3%

## ■ テレワーク比率(パートナーを含まない)

2023年8月1日から2024年7月31日	39.0%
2024年8月1日から2025年7月31日	42.0%

## (7) リモートワーク対応

## テレワーク規程の整備

働き方の自由度を高めるため、専門職員については2020年1月より、アドミ・サポート職員については同12月より、テレワーク規程を定め、運用しています。

一般的に、監査法人における働き方として、クライアント先への往査、事務所勤務に加え、昨今では在宅勤務が普及してきましたが、当監査法人では4つ目の働き方として、サテライトオフィスを利用した勤務を導入しています。

## サテライトオフィスの利用方針

2025年7月末現在、サテライトオフィス提供事業者2社と契約しており、当監査法人のパートナー及び職員は、全国600か所以上に点在するこれらの店舗(提携店舗含む)をオフィスとして自由に利用することができます。監査法人においては機密情報の保全が何よりも重要であるため、利用は施錠の出来る個室に限定しております。このサテライトオフィスの利用により、従来自宅やクライアントから法人事務所までの移動時間となっていた時間を労働時間に変えることが出来ており、業務の効率化と休息時間の確保が同時に達成されています。

## (8) 人事評価制度

法人構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、統括代表社員が毎期、人材育成、人事管理・評価及び報酬に関する基本方針を策定します。これに基づき、職員の人材育成、人事管理・評価については業務部が、報酬については経営管理部が基本方針を具現化し、毎期見直すことにより運用を行っています。

パートナー及び専門職員に対して、年間を通じて業務評価が実施されます。業務評価は品質管理の状況を中心として実施されるため、職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されることとなります。当該業務評価を基礎として、昇給及び昇格の検討が実施され、公平性のある評価等が実施されることにより、士気の向上と専門家としての能力を発揮する動機付けがなされています。

パートナー評価に関しては、「社員規程」に従い年に1回実施しています。各パートナーに対して経営会議メンバーほか、各部門長及び室長が監査の品質を中心とする全人的評価を実施し、統括代表社員及び経営管理部所属のパートナーから、各パートナーに対して評価結果をフィードバックする個人面談が実施されます。評価項目は、「品質管理」「顧客管理」「経営全般」となっており、監査業務や担当業務等に対して、複数人による評価がなされます。なお、統括代表社員については、毎年7月に開催される臨時社員総会決議で信任を問うことにより全人的評価に代えて評価がなされています。

更に、監査業務の品質管理に重点を置くため、公認会計士・監査審査会の検査結果、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果、定期的な検証及び日常的監視の結果に応じて、パートナーの業務評価に反映させることとしています。

専門職員の評価に関しては、「職員の業務評価に関する規程」に従い業務部を中心として行われています。業務部は、監査業務等における人事管理を行うとともに、人事評価についても年1回具体的な評価方針と方法を見直して明示し、評価結果をフィードバックする個人面談を実施しています。評価項目は、「業務遂行・品質管理」「チームワーク」「時間管理」「クライアント対応」となっており、監査業務等の品質管理を中心に業務評価がなされます。また、グループ長であるマネージャーは、四半期に1回程度の1on1ミーティングをスタッフ職員に対して実施し、業務上の相談事項等の理解及び解決に努める体制を構築しています。

専門職員の人事評価の内容は、業務部が策定した業務評価システムに基づき、監査業務に関連した上司からの業務評価に加え、非監査業務に関連する業務評価が行われています。また、管理職であるマネージャーは、業務に関係したパートナーからの業務評価の他、所属部門のパートナーからの適性評価が行われています。そして、当該評価を一つの指針として上位職階への昇進やパートナー登用の検討がなされます。

パートナーの登用に関しては、「社員登用の方針と手続」に従い、年に1回検討しています。具体的には、一定の職歴年数を経験したマネージャー職階の職員を対象として、毎年実施される業務評価の結果に基づき、パートナー登用の可否が検討されます。また、各マネージャーが所属する部門からもパートナー登用の可否について検討がなされます。これらの検討結果を総合的に判断し、経営会議でパートナー登用に関する推薦の有無を判断し、経営会議で推薦された職員について、最終的には社員総会により承認決議が実施されます。なお、2023年10月1日以降は、指名委員会において、パートナーの選任に関する議案を経営会議に付議することとしました。

## (9) 人材教育に関する基本方針

会計・監査業界を取り巻く膨大な制度や規則は、頻繁に制定・改廃されていることから、公認会計士は、職業的専門家としての知識を継続的に更新するとともに、自らの能力開発を積極的に行うことが求められています。

当監査法人においては、専門職員の研修・能力開発を組織的に担うために、人材教育部を設置し、専門要員の能力の底上げを図り、監査の現場に密着した監査品質の向上に資する取り組みを行っています。

## (10) 人材教育部の役割

当監査法人に所属する専門要員の研修及び能力開発に係る業務は、人材教育部が統括しています。

人材教育部では、当監査法人独自で開催する研修の策定・遂行・管理、日本公認会計士協会等の外部団体が開催する研修案内・当監査法人内への展開、専門要員の研修受講予定の把握、CPD(継続的専門能力開発制度)単位履修状況の定期的な確認等、研修に関連するあらゆる業務を担っています。また、他部門と綿密な連携を取りながら、当監査法人として必要な研修テーマを検討しています。

さらに、全パートナー・職員に対して、組織人として必要なコミュニケーション能力やマネジメント能力の向上、時代の変化に対応するための知識習得を目的として、会計・監査の領域以外の研修の受講機会も提供しています。個々人のあらゆる面での能力向上が、当監査法人全体としての組織力底上げに繋がり、最終的にはクライアントに対して質の高い業務を提供できるものと考えています。

## (11) 研修及び能力開発のための環境

研修及び能力開発のための環境としては、主に以下が挙げられます。各専門要員が切磋琢磨することにより、更なる職業的懐疑心の醸成や専門家としての能力の向上を図ることができる体制を整えています。

### 充実した研修コンテンツ

当監査法人では、多様な研修を開催しています。毎年6月と12月には全体向けの研修を開催し、主に監査業務に直結するような会計基準・監査基準等の改訂、これに伴う電子監査調書・監査ツールの変更に係る周知を定期的に行っています。研修においては、ディスカッション形式による議論を通じて、知識や経験の共有や承継がなされています。また、入所時に受講する新人研修、属する職階に応じて受講が求められる主査研修・階層別研修、さらには、個人ごとの興味に応じて自主的に受講する業種別研修等を用意しています。

また、公認会計士は、職業的専門家としての能力を高めつつも、社会環境が目まぐるしく変化する昨今の潮流を理解し身に付けることが求められます。当監査法人では、毎年テーマを設け、外部団体が主催するマネジメント研修・ワークライフバランス研修・DE & I 関連研修等、社会の変化・時代の流れに即した意識の改革・キャッチアップの機会も積極的に設けています。

更に、当監査法人の顧問である日本証券業協会の証券アナリスト検定会員による社内研修を定期的に行い、資本市場参加者としての意見交換を行っています。

### 多様化した研修受講環境

当監査法人は、パートナー及び職員が何時でも自己学習が可能な環境を整備するため、2018年3月より、自社開発したeラーニングシステムを利用しています。当監査法人で開催された研修に加え、日本公認会計士協会主催の研修もコンテンツとして用意されています。豊富な研修プログラムをeラーニングシステムのコンテンツとして取り揃えることにより、専門要員に対して、時間と場所を問わず受講可能な環境を提供しています。

### 英語学習機会の提供

当監査法人では、海外で事業を展開しているクライアントも多く、またIFRS適用会社及び適用準備会社も増加傾向にあることから、業務上英語に触れる機会やコミュニケーションを必要とする場面も増えています。これらに対応可能な専門要員を育成するために、英語学習を希望する専門要員に対して、きめ細やかな英語学習のサポートを実施するとともに、研修受講の機会を提供しています。

### 各専門要員とのコミュニケーションと研修受講計画

当監査法人では、定期的に全ての専門要員から興味のある研修分野についてのコミュニケーションを実施しています。これを翌年度の全体、もしくは階層別等の研修プログラムの策定に役立てることにより、各人がモチベーションを保ちつつより積極的に研修を受講し、能力開発が可能となる環境を提供しています。

また、人材教育部では、全ての専門要員から研修受講予定を記載した計画書を定期的に入手しています。当該計画書を共有することにより、各専門要員が監査業務より疎かになりがちな研修受講機会を確実に確保することが可能な環境を整えています。

#### ■ 職階別CPD平均履修単位

	2023年4月～2024年3月	2024年4月～2025年3月
パートナー	61.9単位	61.1単位
マネージャー	57.9単位	54.2単位
スーパーバイザー	66.8単位	51.1単位
シニアスタッフ	53.2単位	58.3単位
平均値	59.9単位	56.2単位

## グループ制による監査品質の底上げ

専門職員については、12名以内で構成されるグループに所属し、各グループでのOJTを中心とした品質管理教育のほか、原則として毎月開催されるグループ別品質管理研修等のQCサークル活動により更に監査品質を高める行動が図られています。グループ制の導入により、特定の監査チームのパートナーによる指導監督とは別に、監査チームの壁を取り払った環境のもとで、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的な議論を行うことで、監査品質向上のために切磋琢磨できる体制となっています。

#### ■ グループ別品質管理研修の実施回数

グループ	2023年8月1日～2024年7月31日	2024年8月1日～2025年7月31日
1グループ	9回	9回
2グループ	9回	12回
3グループ	9回	10回
4グループ	9回	8回
5グループ	9回	12回
6グループ	9回	10回

#### ■ 日本公認会計士協会への出向

日本公認会計士協会の品質管理レビューアーとして出向する機会があります。会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得することができます。

	2024年7月期	2025年7月期
日本公認会計士協会の品質管理レビューアーとしての出向者	1名	1名

## (12) 非監査業務への取組み

当監査法人は、「品質」を重視した質の高い監査を提供することと並んで非監査業務について積極的に取組むことにより、個々の能力がより高くより幅のあるものになると考えています。したがって、非監査業務への関与を推奨し、参加を促すことにより、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を提供しています。

## (13) サステナビリティ情報開示への対応

我が国においては、サステナビリティ開示基準について2025年3月期から任意適用が開始され、その後、年度を追うごとに強制適用の範囲拡大が予定されている中、当監査法人ではサステナビリティ保証に関するプロジェクトチームを発足させています。当チームにおいてはマイルストーンを設定し、現在では関連団体への参画を通じての情報収集および各種研修会への参加、法人内での研修により知見を深めています。最終的にはクライアントに対するサステナビリティ保証業務提供を行うことができる組織となることを目標としています。

## (1) ITに関する基本方針

IT基盤の整備については当監査法人の重要テーマのひとつと考えています。

当監査法人の情報システムに関する全般的な開発・運用・管理はIT部で担当しており、IT技術の進捗をキャッチアップしながら、セキュリティレベルの維持・向上、監査品質向上のためのデータ分析等監査ツールの導入、働き方改革などに対応するためのITによる業務効率化の推進を進めていきたいと考えています。



IT部長 IT監査部長  
村田 征仁

## (2) IT基盤の整備状況

当監査法人では2009年に自社開発の電子監査調書システムを導入し、その後、WEB版に移行しており、中小監査事務所としては比較的早い段階でIT基盤の整備を進めてきました。また、すべてのパートナー・職員(非常勤を含む)にPCを貸与し、シンクライアントPCと外部のデータセンター利用によるVDI(仮想デスクトップ)を導入しています。

その他業務に関連する自社開発のシステムとしてファイル共有システム、eラーニングシステム、アサインメントシステム、人事評価システムを整備していますが、勤怠管理システムやグループウェアについては外部のクラウドサービスを利用しています。

電子監査調書システムや業務上利用しているファイルサーバについてはバックアップを実施し、不測の事態に備える体制を構築しておりますが、今後ネットワークのセキュリティ強化を検討しています。

データ分析のための監査ツールとしてはTHUMGY Dataを利用しており、BIツールの利用についても検討を進めています。

### ■ 主なIT基盤の整備状況の推移

システム名等	導入年度
電子監査調書システム(Primes)	2009年
VDI(仮想デスクトップ)	2017年
ファイル共有システム	2018年
電子監査調書システム(Primes)WEB化	2018年
eラーニングシステム	2018年
新eラーニングシステム	2023年
アサインメントシステム	2023年

### ■ IT関連費及びIT関連設備投資額の対売上比

	2024年7月期	2025年7月期	前年比
IT関連費	2.4%	2.4%	101.7%
IT関連設備投資額	1.3%	1.1%	82.3%
合計	3.7%	3.5%	94.8%

## 電子監査調書システム(Primes)を利用した監査

監査の品質を高水準に維持し、更なる品質の向上を確保するとともに監査業務の効率化を図ることを目的として、現在はずべての監査業務に自社開発の電子監査調書システム(Primes)を利用しています。電子監査調書システム(Primes)は、会計基準や監査基準等の改訂に対応するため、基本となるテンプレートの改訂を品質管理部において随時行うとともに、監査対象会社の業種、業態に合わせたカスタマイズを行っています。

また、電子監査調書システム(Primes)を利用することにより、品質管理部と内部監査室が個々の監査業務に対して適宜モニタリングを行っています。

なお、当監査法人では紙面監査調書は原則廃止としており、電子監査調書の利用率は100%となっています。

## VDI(仮想デスクトップ)の導入

当監査法人ではPC紛失等による情報漏洩を防止するため、2017年よりシンクライアントPCと外部のデータセンター利用によるVDI(仮想デスクトップ)を導入しています。非常勤職員を含め職員全員にPCを貸与しており、このため、コロナ禍におけるリモートワークへもスムーズに対応することができております。

今後もセキュリティの確保をしつつ、働き方改革や多様な労働形態に合わせた生産性の向上に寄与していくものと考えています。

## その他のIT基盤の整備

監査業務の品質管理の向上や業務の効率化のため、IT投資を積極的に行い、IT基盤の整備を進めていく方針です。自社開発によるファイル共有システム、eラーニングシステム、アサインメントシステム、人事評価システムを整備しており、勤怠管理システムやグループウェアについては外部のクラウドサービスを利用しています。

今後は自社開発だけでなくSaaS等も活用しながらIT基盤の整備を進めていく予定です。また、監査業務においては品質向上のためデータ分析等の監査ツールとしてすべてのパートナー・職員(非常勤を含む)にTHUMGY Dataを導入しており、BIツールの利用についても検討を進めています。

## (3) 情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を定めています。

情報セキュリティ基本方針において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理教育体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めており、内部監査室が定期的にセキュリティ実施状況の点検を実施することとしています。

情報セキュリティ基本方針を遵守するために、情報セキュリティ対策基準を設け、人的安全対策基準、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、職員等行動基準などを定めています。情報セキュリティの向上にはシステム等を利用するパートナー・職員のITリテラシーの向上が不可欠であるため、定期的に情報セキュリティに関する研修を実施しています。また、万が一の情報漏洩に備えるべく、情報漏洩時の対策として、セキュリティ責任者が従うべき「緊急事態対応マニュアル」を定めています。

また、テクノロジー資源の取得又は開発、適用、維持及び利用の方針又は手続については、情報セキュリティ対策基準細則に従って、新たな情報システム(自社開発又は外部委託によるサービス)の導入手順、動作環境の把握、本番環境移行前のテストを実施することとしています。

なお、開発、運用、サービス等の外部委託先についてはシステム外部委託先管理規程を整備し、同規程に従って管理を行っています。

## (4) ISMS(ISO27001)認証取得

当監査法人は、2024年7月24日付でセキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格(ISO/IEC 27001:2022/JIS Q 27001:2023)の認証を取得しました。(認証登録番号: IS 805835)

ISO/IEC 27001(ISMS: Information Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム)は、情報資産の保護、利害関係者からの信頼を獲得するためのセキュリティ体制の確保を目的としたフレームワークです。当監査法人内にISMS委員会を設置し、運営を行っています。信頼される監査法人として情報セキュリティ管理体制の更なる向上を図って参ります。

当監査法人は中堅監査法人であり、かつ、有限責任監査法人でないため、一部の財務情報の開示に留まっていますが、財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の4点について開示します。

## (1) 業務収入

当監査法人の業務収入は、以下の通りです。

業務収入	2024年7月期	2025年7月期
監査証明業務	1,731百万円	1,700百万円
非監査証明業務	97百万円	124百万円
合計	1,828百万円	1,825百万円

## (2) 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

	2024年7月期	2025年7月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	6.3%	4.3%

上記のとおり、15%ルールに抵触する状況はございません。

また、当監査法人の業務収入に対する報酬依存度が15%を超過するまでの被監査会社数上位は、下記のとおりです。

	2024年7月期	2025年7月期
報酬依存度が15%を超過するための被監査会社数	4社	6社

上記のとおり、2025年7月期においては、報酬の高い被監査会社6社を合計した場合、報酬依存度が15%を超過することとなります。

## (3) 自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

	2024年7月末	2025年7月末
自己資本比率	45.9%	47.0%

上記のとおり、2025年7月期末時点での自己資本比率は47.0%となっており、大手監査法人の平均値である33.4%を上回っています。

## (4) 現金預金保有割合

当監査法人の現金預金保有割合（期末現金預金残高が業務費用の何カ月分に相当しているかの割合）は、下記のとおりです。

	2024年7月末	2025年7月末
現金預金保有割合	6.22ヶ月	5.49ヶ月

当監査法人は、安全余裕度の目安として、現金預金保有割合6ヶ月以上を目標としていますが、2025年7月期末時点で、目標値を下回りました。

2025年7月期末時点で目標値を下回った要因は、2024年7月期の業績が好調であったことに伴い、2024年7月期の法人税等及び消費税等の未納付額及び2025年7月期の法人税等及び消費税等の中間納付が多額であったこと、更に、2025年12月に事務所移転を予定していたことから、先行して敷金差入等があったことが挙げられます。

なお、大手監査法人の平均値である2.75ヶ月は大きく上回っています。



(1) 国際業務に関する基本方針

当監査法人における国際業務については、国際業務部にて一元管理しており、米国公認会計士 3 名を含む国際業務経験が豊富なスタッフで対応しています。また、国内クライアントの海外子会社関連業務や英文財務諸表監査業務に関しても、適宜サポートを実施しています。

■ 国際業務対応状況

	2024年7月末	2025年7月末
米国公認会計士	3名	3名
国際会計・サステナビリティ 開示人材ネットワークの登録者	1名	2名
IFRSを適用している 上場クライアント数	1社	1社



国際業務部長 広報室長  
寺田 聡司

また、当監査法人は「MORISON GLOBAL LIMITED」と業務提携しています。提携先が主催する国際会議やセミナーへの参加等を通じた情報収集、及びメンバーファーム間のクライアント紹介等を通じて当監査法人の業務に活用しています。

なお、当該業務提携は、品質管理の方針または手続を共有すること等を目的とはしておらず、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第 1 号）に規定される「ネットワーク」には該当しません。

(2) インターナショナル会議

「MORISON GLOBAL LIMITED」が主催する国際会議には、アジア地域に属する提携先が参加するアジア会議や、全提携先が参加するインターナショナル会議等があり、それぞれ年 1 回の頻度で開催されています。過年度においては 2023 年 11 月に当監査法人がホストファームとなり、東京においてアジア会議兼インターナショナル会議を開催しました。

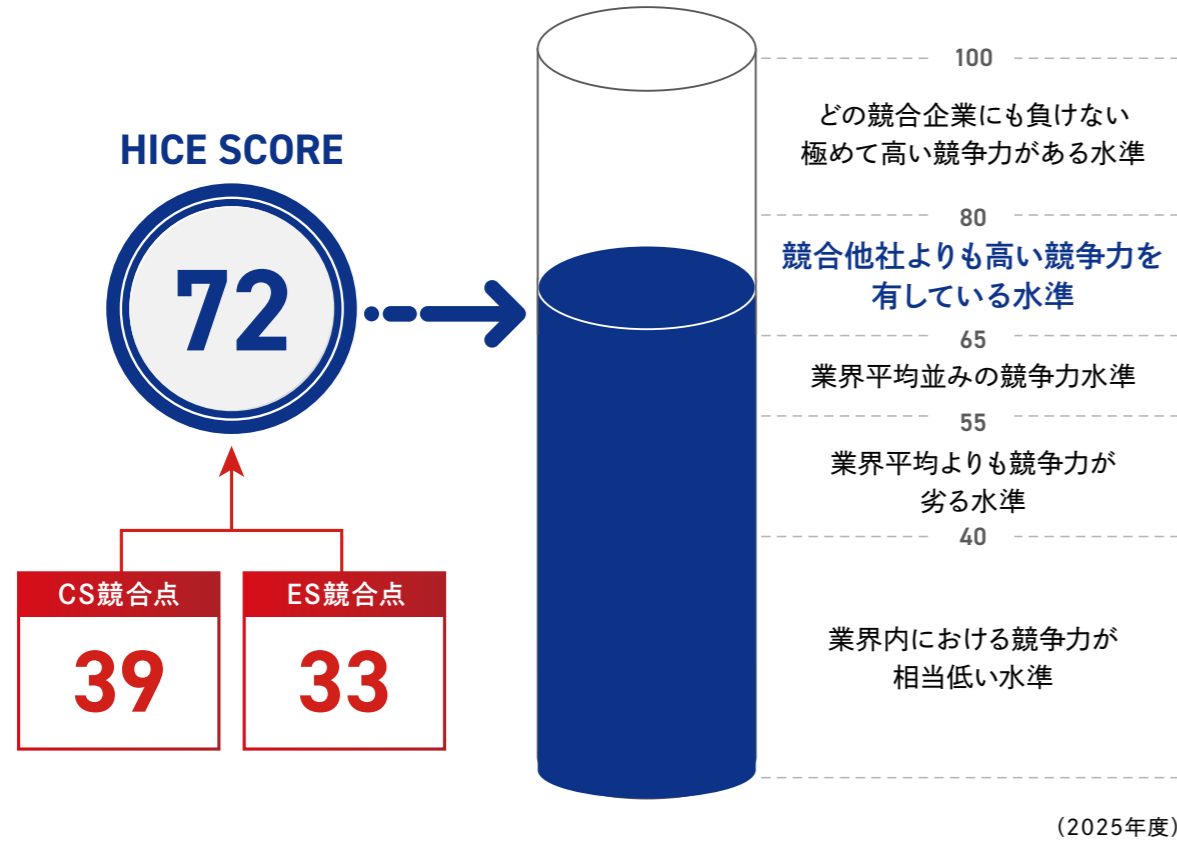
また、2024 年 11 月に台湾で開催されたアジア会議に参加しました。



台湾で開催されたアジア会議の様子

(1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査

年1回、外部機関に委託して主要な被監査会社を対象とした顧客満足度調査及び職員全員を対象とした従業員満足度調査を実施しています。これにより、忌憚のない客観的な当監査法人に対する評価及び意見を収集することに努め、当該結果に対する改善策を通じて監査業務の質の向上を中心とした経営管理態勢の見直しを図ることとしています。更に、被監査会社へ当該調査結果を報告することにより、問題点や改善事項を共有し、より良い関係構築を目指すこととしています。



顧客満足度調査(2025年度)

当監査法人の顧客を対象としてアンケートを実施し、満足度調査を行いました。(P.42 参照)

従業員満足度調査(2025年度)

当監査法人の従業員を対象としてアンケートを実施し、満足度調査を行いました。(P.43 参照)

(2) 通報制度の利用

当監査法人のコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、職員及びクライアント等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを「内部通報に関する規程」によって定めています。通報窓口は外部の法律事務所に設置しており、通報案内は、当監査法人のホームページ上に表示しています。

通報された事項は、経営管理部が法律事務所から連絡を受けます。経営管理部は、通報された事項について経営会議に報告するとともに、通報された事項に関する事実関係の調査を行います。また、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、

当該規程に従い是正措置・社内処分が実施されることになっています。

また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないよう、通報者等の保護についても規定しています。

(3) 上場準備会社

今後の我が国の発展に寄与する新規事業等の育成のためには、上場準備会社に対する監査業務も重要な役割と捉えております。上場準備会社においては、受嘱時のスクリーニングが重要となります。統括代表社員、品質管理部長、業務部長及び事業開発部長の4名で構成される案件受入会議を実施し、監査リスクだけでなく、事業性・将来性や経営成績・財政状態等を総合的に判断して選別を行い、新規受嘱の受け入れを実施しています。また、事業開発部内に上場推進担当を選任し、上場準備会社の新規獲得及び品質管理に努めております。



事業開発部長  
齋藤 晃一

■ 新規上場社数

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
大手監査法人(4法人)	71社	79社	68社	62社	75社	47社	46社	43社	22社
準大手監査法人	13社	9社	14社	22社	40社	32社	34社	23社	9社
中小監査法人	5社	1社	2社	8社	8社	9社	12社	18社	15社
当監査法人	1社	1社	2社	1社	2社	3社	4社	2社	2社
合計	90社	90社	86社	93社	125社	91社	96社	86社	48社

2025年9月30日上場承認まで

上場推進担当によるサポート

当監査法人では、設立当初から多くの上場準備会社に関する監査業務を行っております。これにより、2017年以降は毎年継続して、監査クライアントの新規株式上場に寄与することができております。

事業開発部内に2名の上場推進担当を選任し、以下のような業務に係る情報収集、ナレッジの共有等を行うことにより、上場準備会社に関する監査業務における監査品質の維持向上に貢献しております。

- ・ショートレビュー業務
- ・コンフォートレター作成業務
- ・その他、業務管理ツールの開発、マニュアルの作成、相談窓口の設置、研修の実施

(4) 業界団体への積極的な参加

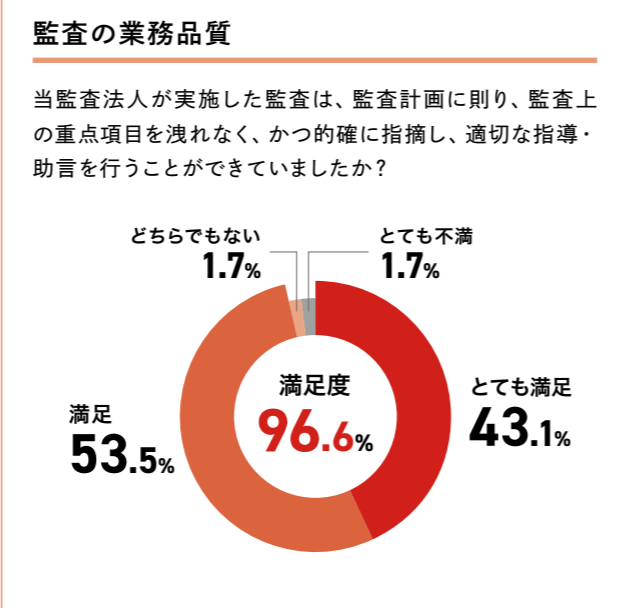
当監査法人では、以下の業界団体の活動に積極的に人材を派遣することにより、業界の発展に貢献することができています。

- ・日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度
- ・日本公認会計士協会の実務補習所制度
- ・日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会等の諸活動
- ・日本公認会計士協会の東京会、中央会の諸活動
- ・公認会計士企業年金基金の選定委員・代議員
- ・税務会計監査事務所健康保険組合の議員

## 顧客満足度調査

2025年度

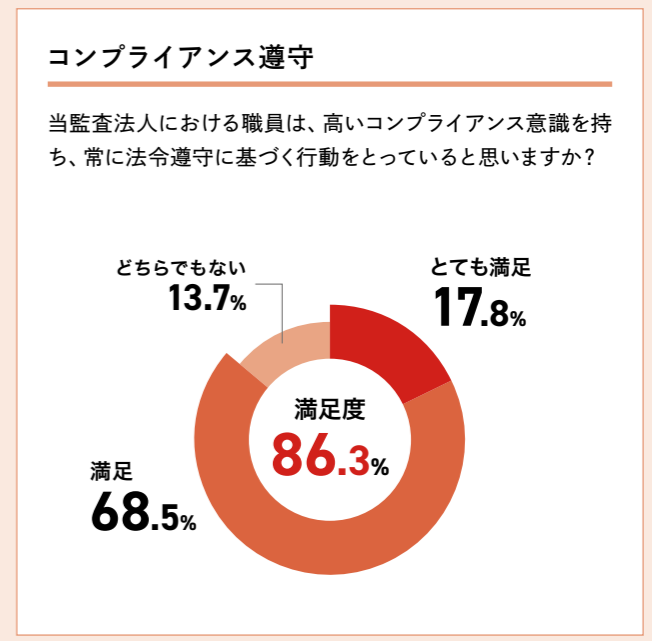
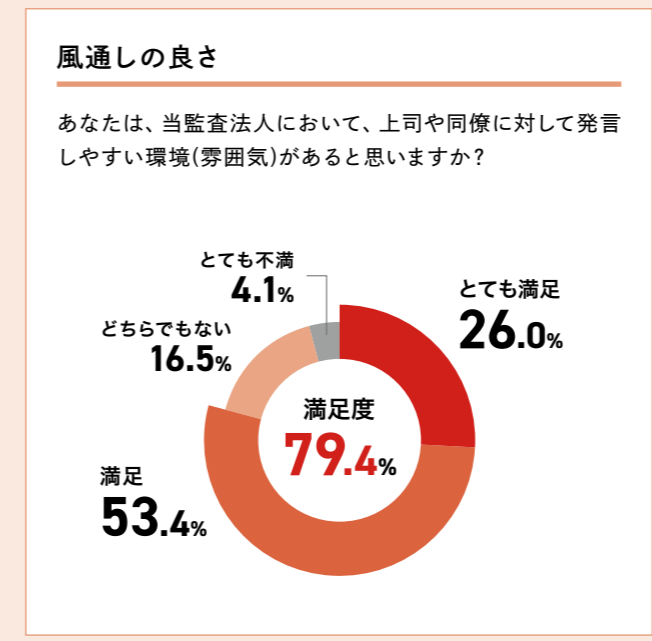
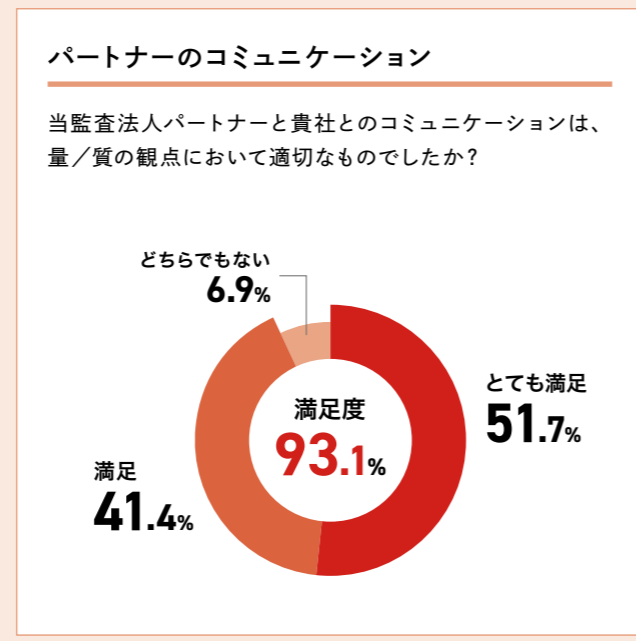
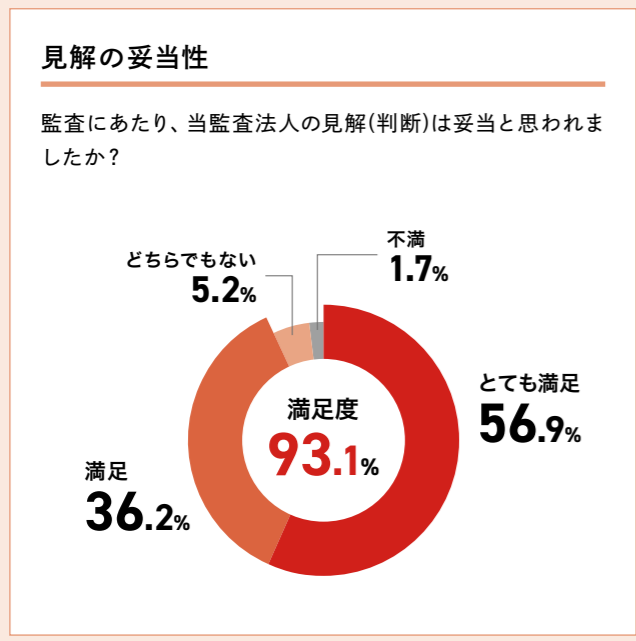
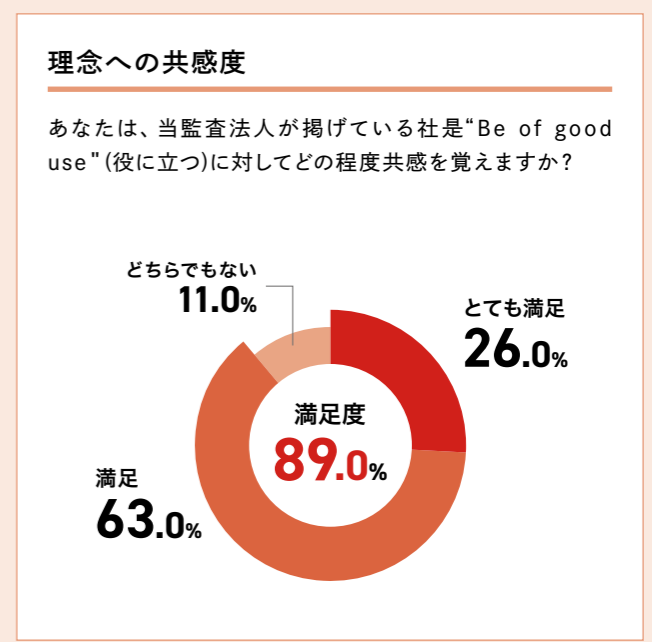
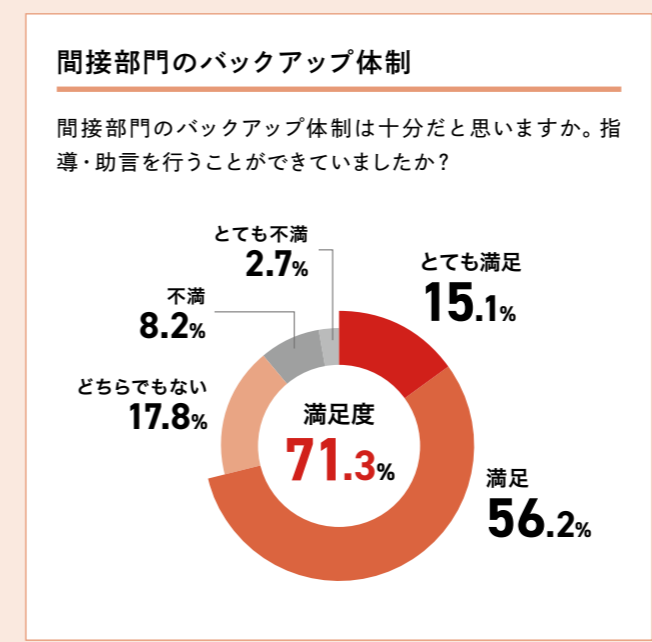
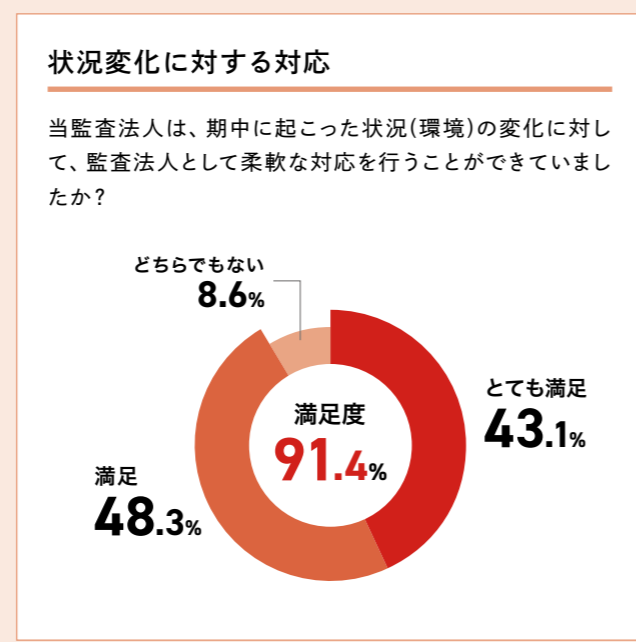
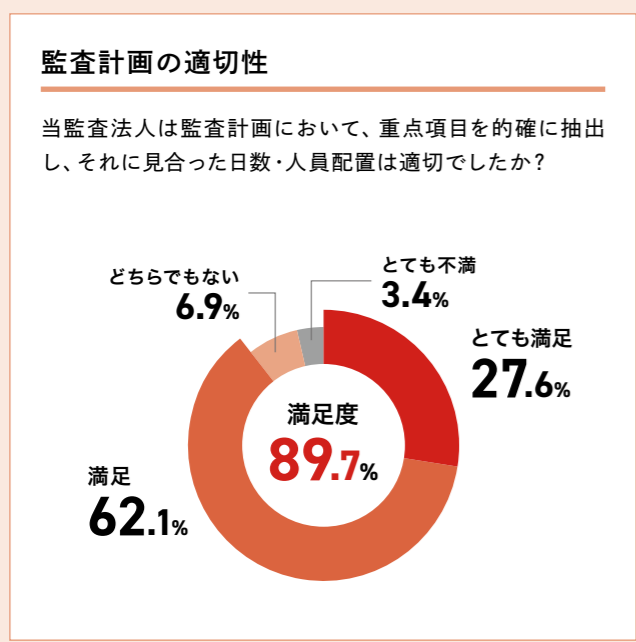
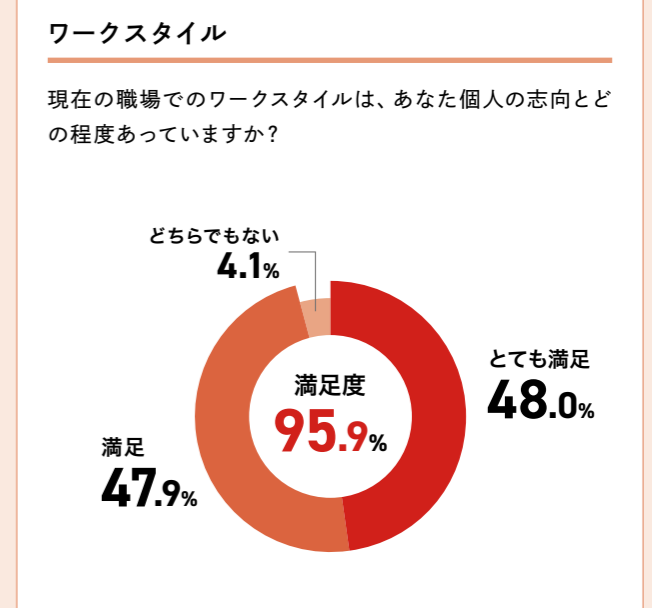
当監査法人の顧客を対象としてアンケートを実施し、満足度調査を行いました。



## 従業員満足度調査

2025年度

当監査法人の従業員を対象としてアンケートを実施し、満足度調査を行いました。



2025年7月31日現在における当監査法人の上場会社等被監査会社は以下のとおりです。

## ■ 金融商品取引法及び会社法監査

会社名	上場市場	業種
アイエーグループ株式会社	東証スタンダード	小売業
株式会社青山財産ネットワークス	東証スタンダード	不動産業
株式会社エーアイ	東証グロース	情報・通信業
株式会社エーワン精密	東証スタンダード	機械
株式会社エクスマーション	東証グロース	情報・通信業
株式会社カヤック	東証グロース	情報・通信業
北野建設株式会社	東証スタンダード	建設業
株式会社グラフィイトデザイン	東証スタンダード	その他製品
株式会社グリッド	東証グロース	情報・通信業
GLOE株式会社	東証グロース	サービス業
興研株式会社	東証スタンダード	その他製品
コスモ・バイオ株式会社	東証スタンダード	卸売業
サークレイス株式会社	東証グロース	情報・通信業
サトウ食品株式会社	東証スタンダード	食料品
サンネクスタグループ株式会社	東証スタンダード	不動産業
株式会社ジグザク	東証グロース	情報・通信業
株式会社昭文社ホールディングス	東証スタンダード	情報・通信業
成友興業株式会社	名証メイン	サービス業
株式会社ソルクシーズ	東証スタンダード	情報・通信業
株式会社大気社	東証プライム	建設業
タマホーム株式会社	東証プライム	建設業
株式会社チノー	東証プライム	電気機器
株式会社トーエル	東証スタンダード	小売業
tripla株式会社	東証グロース	情報・通信業
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東証スタンダード	小売業
株式会社ナレルグループ	東証グロース	サービス業
日本コンセプト株式会社	東証プライム	倉庫・運輸関連業
日本フェンオール株式会社	東証スタンダード	電気機器
株式会社ハーバー研究所	東証スタンダード	化学
株式会社フライヤー	東証グロース	情報・通信業
株式会社フライングガーデン	東証スタンダード	小売業
株式会社ブリーチ	東証グロース	サービス業
株式会社VRAIN Solution	東証グロース	情報・通信業
株式会社フレクト	東証グロース	情報・通信業
マテリアルグループ株式会社	東証グロース	サービス業
MITホールディングス株式会社	東証スタンダード	情報・通信業
株式会社みらいワークス	東証グロース	サービス業

会社名	上場市場	業種
株式会社ヤオコー	東証プライム	小売業
Recovery International株式会社	東証グロース	サービス業

# 監査法人における 実効的な組織運営に関する取組みについて

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、当初、大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されたものでありましたが、現在、全ての登録上場会社等監査人に対して採用が義務付けられることとなりました。当該原則は、昨今の不正会計を受けて金融庁のもと、有識者が集い設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言に基づき策定されたものであり、会計監査の信頼性を確保するためには、全ての監査法人が取組むべき内容と認識しています。

当該認識のもと、監査法人 A & A パートナースは、義務付け開始前の 2019 年より当該原則を採用しています。

## ■ 総論

### 当監査法人の経営体制について

当監査法人は、2025 年 12 月 1 日現在、社員及び職員を併せて 100 名の規模であることから、統括代表社員が社員・職員全員を掌握しています。統括代表社員は、「A&A パートナースの存続と発展」を使命に掲げ、「Be of good use」を社是とし、「一、証券市場に対する貢献 二、顧客に対する貢献 三、仲間に対する貢献」を社訓に掲げ、職業倫理に対する 5 つの基本原則「誠実性の原則」「客観性の原則」「職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則」「秘密保持の原則」「職業的専門家としての行動の原則」の遵守の啓蒙を図っています。また、長期的な目標の実現へ向けて、「世の中から必要とされる法人となること」及び「メンバーが安心して働ける法人となること」に取り組んでいます。そして、これらを具現した経営方針や施策について、統括代表社員は月 1 回開催する全体会議において社員及び職員全員にメッセージを発し、浸透させています。監査品質の向上のため、また、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成させるためのメッセージは、職員（非常勤職員含む。）に対して年 1 回実施される業務評価面談や従業員満足度調査の実施により、浸透度の確認を実施しています。

当監査法人は、機動的かつ実効性のある組織運営を行うため、法人業務を機能的に 8 部門（経営管理部、IT 部、業務部、品質管理部、IT 監査部、人材教育部、国際業務部、事業開発部）に区分し、各部門へ権限を委譲、社員及びマネージャー（一部のスーパーバイザーの参加も容認）を適材適所に配置し、部門毎に合議に基づき業務の意思決定を行い、業務遂行にあたっています。

組織の経営は、統括代表社員及び業務執行の責任者である各部門長の 5 名（品質管理部副部長を含み、IT 部長、IT 監査部長、国際業務部長及び事業開発部長を除く。）によって構成される経営会議が主導し、当該経営会議メンバーの合議に基づき当監査法人全体の経営意思決定が行われます。また、経営会議における合議内容等に関しては、月 1 回開催される全社員が出席する業務運営会議において報告されるとともに、質疑と応答、相互の意見交換が行われ、経営会議メンバー以外の社員による経営会議に対する監督・評価も行われることとなります。当該業務運営会議メンバーに加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者である弁護士も業務運営会議へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。加えて、当該業務運営会議の報告内容等に関しては、開示可能な事項は社内データベースにより職員全員にも開示されるため、社員のみならず全職員への周知が図られています。なお、最重要案件に関しては、社員全員参加による社員総会に基づき意思決定を行いますが、年一回の定時社員総会以外にも、経営会議からの上程を受けて、適宜、臨時社員総会の招集及び開催を行い、意思決定を行っています。更に、2022 年より、年 6 ～ 12 回の頻度でパートナー品質管理会議を開催することにより、会計監査業務における最新の情報や改善事項を議論することにより、社員の監査業務の品質向上に努めています。また、2023 年に指名委員会の設置を開始していますが、これは当監査法人の組織拡大に伴い、役職者に関する適材適所の配置、将来を担う統括代表社員の選任や社員登用の選任等に対して意見具申をすることにより組織的な運営を強化していくことが目的であり、独立性を有する第三者である弁護士も指名委員会へ参加しています。

プロフェッショナル職員については、監査品質向上のため切磋琢磨できるよう管理可能な単位として 12 名以内のグループに編成しています。グループ制採用により、アサインメントの効率化に留まらず、監査業務の QC サークル活動を積極的に行うことにより業務運営の効率化が図られ、職員相互間のコミュニケーションを円滑化し、人材育成に寄与しています。グループ制を基本に人事管理が行われますが、人事評価は各プロフェッショナル職員の監査業務等について品質管理を中心に評価する仕組を構築しています。

監査業務の品質管理に関しては、基本的には、業務執行社員が主体となって個々の監査業務の指導・監督を行っています。また、2009 年より監査調書の電子化を図り、その利用促進によって蓄積された経験や判断等について参照可能となり、監査業務の品質向上だけでなく、監査の効率性や有効性も向上しています。さらには、監査現場以外から当該電子化された監査調書の査閲が可能となっていることから、品質管理部と内部監査室が個々の監査業務に対して適宜モニタリングを行い、業務改善を求めています。尚、電子監査調書の利用に当たり、情報の安全性を目的とした VDI 導入及びシンクライアント PC の利用も実施しています。

また、社員及びプロフェッショナル職員（非常勤職員含む。）全員に対して「THUMGY Data」といった分析ツールの導入を実施し、CAATs 利用の促進、及び利用促進を支援するために ICCP (International Certified CAATs Practitioner・日本語名：国際認定 CAATs 技術者) 資格取得の奨励を実施しています。この他、会計監査確認センター合同会社による「Balance Gateway」への加盟により残高確認書の電子化への検討や、(株)ユーザーベースの「Speeda」による業種業界の分析及びデータの入手、(株)日経金融工学研究所の「DEFENSE」や「会計レントゲン」を入手することにより既存の上場被監査会社や潜在的な上場被監査会社のリスク分析に役立てる等、積極的に IT ツールの導入を進めることにより、監査業務の品質管理の向上に努めています。

また、当監査法人では、2025 年 8 月に「IFRS 推進室」を発足いたしました。当該 IFRS 推進室は、証券取引所に占める IFRS 適用会社の時価総額が 50% に近づいてきたことに鑑み、当監査法人として IFRS 適用会社の監査業務等に対応可能な人材育成の強化を図るとともに、IFRS 適用の上場会社等の新規獲得を目指すことを目的としています。

当監査法人は、中規模監査法人であることから経営体制や業務運営の構造は複雑ではありませんが、業務運営会議には独立性を有する第三者である弁護士も参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。更に、外部機関を利用して、顧客満足度調査及び従業員満足度調査を実施し、監査業務の質の向上を中心とした経営管理体制の改善を実施しています。尚、現状、外部に対する説明や意見交換については、日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所の情報開示一覧サイト」を利用し、統括代表社員及び品質管理部長より、当監査法人の監査品質の向上のための取組みに関するメッセージを動画として掲載することにより対応を図っています。また、監査業界を取り巻く環境や今後の方向性等について見識を広げるため、統括代表社員を中心として経営会議メンバーは、外部の弁護士や日本証券アナリスト協会検定会員、日本公認会計士協会の役員や他の監査法人のトップ等と積極的に意見交換を行うことに努め、経営に役立てています。

## ■ 各論

監査法人が果たすべき役割	
規定内容	監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
考え方	<p>資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。</p> <p>会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。</p> <p>公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。特に、上場企業等の監査を行う監査法人には、その規模にかかわらずより一層高い会計監査の品質を確保するための組織的な体制整備が求められる。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、法人の構成員による職業的懐疑心が充分発揮されるよう、適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備に留意すべきである。</p> <p>さらに、監査法人において、グローバルネットワークへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行うことが見られるが、このような関係は、共通の監査ツールの開発や IT への投資等を通じて会計監査の品質の確保やそれを持続的に向上させる効果が期待される反面、監査法人の意思決定に影響を与え得ることなどにより、会計監査の品質の確保やその持続的向上に支障をきたすリスクを生じさせる可能性もある。特に、このような関係が、個々のグローバルネットワークやグループにおける契約等によって構築されているため、その関係性や位置づけが明らかにされていない場合、会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利益とリスクを資本市場の参加者等が充分理解することが困難になる。グローバルネットワークやグループと監査法人との関係に関して十分な開示を行うことは、資本市場の参加者等からの監査への信頼性の確保につながるのと同時に、資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価する上で重要である。</p>

<p>(当監査法人の取組み)</p> <p>社員及び職員に対して当監査法人の社是・社訓・職業倫理に対する5つの基本原則の浸透を図り、トップである統括代表社員が全体会議等を通じて組織としての方向性を明示し、それを受けて各社員は機能別組織に基づき業務を遂行しています。プロフェッショナル職員もグループ制への参加、部門活動等への参加を通じて、監査業務の品質向上へ貢献することにより、法人全体として活力のある持続的な組織の実現を担っています。</p> <p>また、社員及びプロフェッショナル職員は、品質管理を中心とした業務評価が実施され、監査業務の品質向上への取組みが要請される一方で、電子監査調書等のITツールの導入を積極的に図ることにより監査業務の品質向上へ向けた支援体制も整備されています。</p>		
指針		当監査法人の取組み
1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>統括代表社員は、トップとしてのメッセージについて、ホームページを通じて法人の内外に発信するとともに、法人内部に対しては毎月1回行われる全体会議の場において、当監査法人を取り巻く環境及び目指す方向性等についてのメッセージを伝達しています。</p> <p>また、当該全体会議では、各業務執行部門から品質管理上必須とされる事項等の情報伝達が行われることにより、常に社員及び職員に対して最新の情報共有が図られています。</p> <p>更に、法人外部に対しては、日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所の情報開示一覧サイト」を利用し、統括代表社員及び品質管理部長より、当監査法人の監査品質の向上のための取組みに関するメッセージを動画として掲載することにより対応を図っています。</p> <p>P.22 (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針 P.25 (8) 全体会議</p>
1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>社是「Be of good use」、及び社訓「一、証券市場に対する貢献 二、顧客に対する貢献 三、仲間に対する貢献」については、ホームページに掲載することに留まらず、社員及び職員の IDENTITY CARD へ掲載することや、事務所内に掲示することにより、法人構成員として価値観の共有や考え方や行動指針の明示がなされています。</p> <p>また、全体会議を通じて、統括代表社員は、定期的に職業倫理に対する5つの基本原則の啓蒙を図り、当監査法人においても日本公認会計士協会のタグラインである「信頼の力を未来へ」の遵守に努めています。</p> <p>P.3 社是・社訓 P.13 (3) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続</p>
1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>社員及び職員の業務評価は品質管理を重視したものとなっているため、一義的には、人事考課により、士気の向上と専門家としての能力を発揮する動機付けがなされています。また、社員はレビュー・パートナー制度による審査の実施及び社内研修への参加受講、プロフェッショナル職員はグループ品質管理を通じた意見交換や社内研修の受講等により専門家としての能力の向上が図られるとともに、自ら関与する監査業務の改善へとつなげる動機付けとなっています。</p> <p>また、プロフェッショナル職員に対しては、一定期間毎に主査（監査現場責任者）ローテーション及び所属するグループのローテーションを行うことにより、違った環境で切磋琢磨するチャンスを与え、更なる職業的懐疑心の醸成や専門家としての能力の向上を図っています。</p> <p>P.30 (8) 人事評価制度 P.32 (11) 研修及び能力開発のための環境</p>

1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>社員は主としてパートナー品質管理会議へ参加することにより、会計監査を巡る議論を積極的に行い、課題や知見、経験を共有と蓄積を図っています。プロフェッショナル職員はグループ制に基づくQCサークル活動を通じて会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的な議論を行っています。これらに加え、社員とプロフェッショナル職員が参加する全体研修においても、ディスカッション形式による議論を通じて、知識や経験の共有や承継がなされています。</p> <p>また、完了した監査業務の検証結果については、常にフィードバック研修が実施され、改善事項に関する議論も活発になされています。</p> <p>P.19 (11) モニタリング P.32 (11) 研修及び能力開発のための環境</p>
指針		当監査法人の取組み
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人名に掲げている、二つの「A」は、監査業務における「Assurance」とアドバイザー業務における「Advisory Service」の提供を行っていくことを意味しています。「品質」を重視した質の高い監査を提供することと並んで非監査業務も積極的に取組む姿勢を示すものであります。これは、当監査法人に所属する社員及びプロフェッショナル職員全員が二つの「A」の業務を確実に遂行することにより、個々人の能力がより高くより幅のあるものになるとともに、高い品質を誇る組織体制の構築に寄与することになると強く信じているからです。利益相反や独立性に関しては、原則として、日本公認会計士協会の「倫理規則」を遵守することとしており、法人内におけるワークフロー申請時に要件の充足が査閲され、違反が生じない体制を構築しています。尚、当監査法人のグループ会社として、A&amp;A コンサルティング(株)といった子会社がありますが、専属の役員及び職員は在籍しておらず、業務受嘱に当たっては、当監査法人と同一の基準で受嘱の可否の判断がなされています。</p> <p>また、兼業に関しては、社員及び職員（非常勤は除く。）に対して、一切の兼業を認めておらず、社員及び職員（非常勤は除く。）の専業体制が構築されています。副業に関しては、社員に対しては、被監査会社からの視点を養う意味として社外役員等への就任は許可しており、職員に対しては、通常業務の妨げとならず、自身のスキルアップ等に寄与する内容について許可をしています。</p> <p>P.4 「A&amp;A パートナース」の由来 P.33 (12) 非監査業務への取組み</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は、MORISON GLOBAL ltd.とメンバーシップ契約に基づく提携を実施していますが、品質管理基準委員会報告書第1号16(12)に定義されるネットワークには該当していません。MORISON GLOBAL ltd.の開催する国際会議等への参加やチェアマンやCFOとの意見交換が主な関係性であり、その他は、各国加盟ファームとの相互の業務打診及び紹介に留まっています。</p> <p>また、2024年6月までは、Plante &amp; Moran, PLLCとアライアンス契約を締結していましたが、Plante &amp; Moran, PLLCの都合によりアライアンス契約を解消しており、現在は、アライアンス契約に基づかない情報交換等の実施がなされています。</p> <p>今後、当監査法人の必要性に応じて、グローバルネットワークの構築見直し検討を継続する予定です。</p> <p>尚、他の法人等との包括的な業務提携等については、税務業務に関してはG.S.プレインズ税理士法人、分析ツールの活用に関しては三恵ビジネスコンサルティング(株)と継続して実施する予定です。</p> <p>P.38 国際対応基盤</p>

組織体制(1/2)	
規定内容	監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
考え方	<p>監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としている。公認会計士法上、原則として全ての社員が業務の執行と監視を行うことが想定されており、機関等を設けることは求められていないが、特に上場企業等の監査を担う監査法人は、無限責任監査法人や有限責任監査法人といった法人形態その他の形式的又は実質的な違いにかかわらず、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有することが必要である。</p> <p>また、監査法人の中には、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、会計監査の品質の確保の観点から、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。</p> <p>これらに対応するためには、例えば、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保すべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合であっても、組織として、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有すべきである。</p>
<p>（当監査法人の取組み）</p> <p>当監査法人は、100名の中規模監査法人であるため、大手監査法人と比較して、組織運営の複雑化が見られる状況にはありませんが、経営会議という会議体により意思決定がなされるため、組織的な運営が実現され、実効的な経営（マネジメント）機能が発揮されています。また、規模の拡大に伴い、経営組織の見直しを適宜、実施しています。</p>	
指針	当監査法人の取組み
2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p> <p>当監査法人は、組織的な運営を行うため、法人業務を機能的に8部門（経営管理部、IT部、業務部、品質管理部、IT監査部、人材教育部、国際業務部、事業開発部）に区分し、統括代表社員及び業務執行の責任者である各部門長の5名（品質管理部副部長を含み、IT部長、IT監査部長、国際業務部長及び事業開発部長を除く。）によって構成される経営会議が主導し、当該経営会議メンバーの合議に基づき当監査法人全体の経営意思決定を行っています。</p> <p>また、業務運営会議には独立性を有する第三者である弁護士も参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。</p> <p>P.22 (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針 P.23 (4) 経営会議 P.25 (7) 独立性を有する第三者</p>

2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> </ul>	<p>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務担当者や審議会の判断に任せるだけではなく、事業開発部による信用調査機関等から関連情報の入手、品質管理部による重要事項の内容分析と対応策の検討、内部監査室による重要事項の発生原因等の調査など、各部門が主体的に役割を果たし、最終的に社員総会において適切な判断ができる体制を構築しています。</p> <p>P.23 (3) 社員総会</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> </ul>	<p>監査上のリスク把握については、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析のため、社員及びプロフェッショナル職員には世界中の企業・業界の分析ができる専門ツールが提供され、これを監査業務へ活かすことが推奨されています。また、上場被監査会社については、不正会計リスクがスコア化されたデータベースを利用することにより、個社に対する情報提供が随時実施され、不正の兆候等の判断に役立っています。更に、過去、第三者委員会の報告があった不正事例に関してもデータベース化がなされており、監査上のリスク把握に役立てられる環境を整備しています。</p> <p>一方、当監査法人の被監査会社の主要な業種については、業種別にナレッジが集約されており、各社の監査計画の策定に活かすことが要求されています。さらに監査計画の審査資料にはこれらの情報が記載されることから、審議会等でも監査チームの計画している監査手続等が充分かどうかについて意見交換が行われます。このように監査チームが被監査会社との間での深度ある意見交換ができる環境を整備しています。</p> <p>P.18 (9) 監査品質向上への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部機関が提供する情報の活用等</li> <li>監査上のリスク把握のためのナレッジ収集</li> </ul>

2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> </ul>	<p>人材育成の環境としては、主に3つの制度を用意しています。</p> <p>一つ目は、人材教育部が中心となって行う社内研修制度です。これには、定期的実施される全体研修、自主的に参加可能な業種別や資本市場の研修、Eラーニングによる個人研修などを用意しています。また、新人研修に留まらず、職階別の階層別研修のプログラムも準備されており、上位職階への昇格に受講を必須としています。</p> <p>二つ目は、社外研修への参加です。これには、一般財団法人 会計教育研修機構や宝印刷(株)等の外部機関の実施する有料セミナー等があり、当監査法人の負担により希望する研修受講が可能となっています。</p> <p>三つ目は、グループ制です。プロフェッショナル職員を少人数のグループに所属させることにより、グループ内で監査業務に係る意見交換を行うなど監査の品質向上へ向けたQCサークル活動へ参加することになります。</p> <p>人事管理・評価等に係る体制は、プロフェッショナル職員に関して業務部を中心として行われています。業務部は、監査業務等における人事管理を行うとともに、人事評価についても年1回具体的な評価方針と方法を見直して明示し、評価結果をフィードバックする個人面談を実施しています。また、グループ長であるマネージャーは、四半期に1回程度の1on1ミーティングをスタッフ職員に対して実施し、業務上の相談事項等の理解及び解決に努める体制を構築しています。</p> <p>プロフェッショナル職員の人事評価の内容は、業務部が策定した業務評価システムに基づき、監査業務に関連した上司からの業務評価に加え、非監査業務に関連する業務評価が行われています。更に、日本公認会計士協会による品質管理レビューや当監査法人内で実施される定期的な検証の結果についても、人事評価に加味されることとなっています。また管理職であるマネージャーは、所属部門の社員からの業務評価のほか、部門外ではあるが業務に関係した社員からの適性評価が行われています。</p> <p>なお、社員に対する人事評価は、各社員に対して経営会議メンバーが監査の品質を中心とする全人的評価を実施し、統括代表社員及び経営管理部所属の社員から、各社員に対して評価結果をフィードバックする個人面談が実施されます。また、プロフェッショナル職員同様、社員に対しても、日本公認会計士協会による品質管理レビューや当監査法人内で実施される完了した監査業務の検証結果について、人事評価に加味されることとなっています。</p> <p>P.30 (8) 人事評価制度 P.32 (11) 研修及び能力開発のための環境</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化するを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</li> </ul>	<p>監査に関する業務の効率化については、業務部が管理するグループ制を中心にアサイメントの効率化やQCサークル活動による効率化が常に図られています。更に、企業のデジタル化を含めたテクノロジーの進化に伴い、プロフェッショナル職員として、CISA(公認情報システム監査人)資格保有者を積極的に採用し、深度ある監査の実現を目指しています。</p> <p>また、IT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備については、IT部を中心に、業務効率化のための監査の電子調書システムの導入、情報の安全性を目的としたVDI(デスクトップの仮想化)導入及びシンクライアントPC(PCの機能を最小限にし、アプリケーションやデータをサーバー側で実行し、管理するもの)の利用が進められています。なお、現在、品質管理部の管轄により、CAATs(コンピュータ利用監査技法)を実施するための専門ソフトウェアを導入しています。更に、CAATsの浸透を図るべく、法人負担で一般社団法人 国際コンピュータ利用監査教育協会(ICAEA JAPAN)へ加盟し、研修受講及びICCP(International Certified CAATs Practitioner, 国際認定CAATs技術者)資格等の取得を奨励しています。</p> <p>P.34 (2) IT基盤の整備状況</p>

2-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に果たす人員を選任すべきである。</li> </ul>	<p>法人を代表する統括代表社員は、社員総会の決議により選任されますが、経営機能を果たすべく、監査実務に精通していることや法人の組織的な運営を機能させることが可能な人員を選任しています。具体的には、独立性を有する第三者である弁護士を含む指名委員会で候補者を推薦し、経営会議に付議し、社員総会に諮ることとしています。また、統括代表社員以外の経営会議構成員や各部門長・各室長・審議会議長等に関しても、指名委員会において、役職スキルマトリクスに基づき、役職への要求事項にしたがい、求められるスキルを適切に評価・検討し、候補者を推薦し、経営会議に付議し、経営会議で決議を実施しています。</p> <p>この結果、経営会議構成員は監査実務に精通していることはもちろんのこと、統括代表社員については、リーダーシップを発揮できるトップとしての要素を勘案し、各業務執行部門の部門長については、法人の組織的な運営のための機能が充分確保される要素を勘案して選任されます。</p> <p>P.23 (4) 経営会議</p>
-----	--	--

組織体制(2/2)	
規定内容	監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
考え方	<p>監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関等の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。</p> <p>さらに、上場企業等を監査する監査法人が、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、例えば、監督・評価機関を設け、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点や監査の知見などを有する、独立性を有する外部の第三者の知見を活用すべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合であっても、例えば、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させるなど、創意工夫して独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p> <p>各監査法人において、独立性を有する第三者を活用するにあたっては、規模やガバナンス体制、組織的な業務運営上の課題等を踏まえて、独立性を有する第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすることが重要である。</p>
(当監査法人の取組み)	
<p>当監査法人は、100名の中規模監査法人であることから、大手監査法人と比べ、経営機関と監査の現場との距離感が遠くないため、外部の第三者の知見を利用することなく、経営機関に対する社員相互の監督・評価が可能です。しかし、当該原則の趣旨に鑑み、現状、経営機関に対して、外部の第三者の知見として、経験豊富な弁護士を活用することとしています。また、外部機関による顧客満足度調査及び従業員満足度調査を利用し、被監査会社からの評価及び意見、並びに職員からの評価及び意見を収集し、当監査法人の監査業務の質の向上を図ることとしています。</p>	
指針	当監査法人の取組み
3-1	<p>監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p> <p>経営機関に対する監督・評価機関の設置については、業務運営会議に対して独立性を有する第三者である弁護士が参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。</p> <p>更に、毎月1回開催される業務運営会議において、経営会議のメンバー以外の社員から経営会議による経営の実効性の監督・評価がなされています。</p> <p>また、年1回、外部機関に委託して主要な被監査会社を対象とした顧客満足度調査及び職員全員を対象とした従業員満足度調査を実施することにより、客観的な当監査法人に対する評価及び意見を収集することに努め、当該結果に対する改善策を通じて監査業務の質の向上を中心とした経営管理体制の見直しを図ることとしています。</p> <p>P.24 (6) 業務運営会議 P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>

3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、経営機関に対する監督・評価機関の構成員として、独立性を有する第三者である弁護士を選任し、業務運営会議を通じてその知見を活用しています。当該弁護士に対しては、法律面からの助言に限らず、客観的な第三者の立場から、経営組織に関する助言を期待しているところです。</p> <p>また、外部機関に顧客満足度調査及び従業員満足度調査を依頼していますが、調査結果の報告に留まらず、その結果に基づいた経営改善のアドバイスも受けており、当監査法人の組織的な運営に活用しています。</p> <p>P.24 (6) 業務運営会議 P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>	<p>組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、経営機関に対する監督・評価機関の構成員として、独立性を有する第三者である弁護士を選任し、業務運営会議を通じてその知見を活用しています。当該弁護士に対しては、法律面からの助言に限らず、客観的な第三者の立場から、経営組織に関する助言を期待しているところです。</p> <p>また、外部機関に顧客満足度調査及び従業員満足度調査を依頼していますが、調査結果の報告に留まらず、その結果に基づいた経営改善のアドバイスも受けており、当監査法人の組織的な運営に活用しています。</p> <p>P.24 (6) 業務運営会議 P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> </ul>	<p>独立性を有する第三者である弁護士から、業務運営会議を通じて、経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受けています。</p> <p>P.25 (7) 独立性を有する第三者</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> </ul>	<p>独立性を有する第三者である弁護士が、業務運営会議及び指名委員会に関与しています。また、外部機関の調査結果も利用しています。</p> <p>P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> </ul>	<p>経営機能を果たす人員の選退任に関して、独立性を有する第三者である弁護士が、指名委員会により関与しています。また、経営機能を果たす人員を含む社員の評価及び報酬の決定過程に関して、独立性を有する第三者である弁護士が結果を査閲することにより関与しています。</p> <p>P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> </ul>	<p>上記に記載のとおり、独立性を有する第三者である弁護士が関与しています。また、外部機関の調査結果も利用しています。</p> <p>P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> </ul>	<p>独立性を有する第三者である弁護士が、業務運営会議等を通じて、関与しています。また、通報等の内容によっては、顧問弁護士だけでなく、独立性を有する第三者である弁護士に適宜、助言を受けています。</p> <p>P.25 (7) 独立性を有する第三者 P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	<p>独立性を有する第三者である弁護士が関与する予定はありません。</p> <p>但し、外部機関の調査結果に基づき、間接的に被監査会社との意見交換を実施しています。</p> <p>P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>

3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>監督・評価機関の独立性を有する第三者である弁護士に対して、適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に毎月1回開催される業務運営会議の議題及び資料の提出を実施しています。</p> <p>また、業務運営会議では、経営会議の意思決定等に対し、経営会議メンバー以外の社員の監督・評価が行えるよう、適時かつ適切に必要な情報を提供するとともに、忌憚のない意見交換が行えるようフラットな会議運営を目指しています。</p> <p>P.24 (6) 業務運営会議 P.25 (7) 独立性を有する第三者</p>
<b>業務運営</b>		
規定内容	<p>監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと</p>	
原則 4	<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
考え方	<p>監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関等が経営機能を発揮するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。また、経営機関等の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。</p> <p>さらに、経営機関等から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。</p> <p>こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。</p>	
<p>(当監査法人の取組み)</p> <p>当監査法人は、100名の中規模監査法人であり、かつ、創業オーナーの存在しない監査法人であるため、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されています。経営機関の考えは、全体会議や業務運営会議等を通じて、社員及び職員へ浸透されており、また、大手監査法人と比較して、経営機関と監査の現場との距離感が遠くないため、監査の現場から経営機関への情報の円滑な流れも確保されています。特に、パートナー品質管理会議が2ヶ月に1回以上の頻度で開催されることにより、社員間における会計監査の品質を持続的に向上させるための組織風土が醸成されています。さらに、プロフェッショナル職員の人材育成や人事管理・評価を業務部が担うことにより、監査の現場に密着した監査品質の向上に向けた取組みが行われています。</p>		
<b>指針</b>		<b>当監査法人の取組み</b>
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>経営機関の考えは、全体会議や業務運営会議等を通じて、社員及び職員へ浸透されており、また、大手監査法人と比較して、経営機関と監査の現場との距離感が遠くないため、監査の現場から経営機関への情報の円滑な流れも確保されています。</p> <p>また、法人内における会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論はパートナー品質管理会議、品質管理部会議及び品質管理部が指名するプロジェクトチームにおける討議やグループ制によるQCサークル活動において行われています。品質管理部会議には、統括代表社員及び内部監査室長もオブザーバーとして参加し、情報の共有化が図られています。</p> <p>P.12 (2) 品質管理部の役割 P.23 (4) 経営会議 P.32 (11) 研修及び能力開発のための環境 ・グループ制による監査品質の底上げ</p>

4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>法人構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、統括代表社員が毎期、人材育成、人事管理・評価及び報酬に関する基本方針を策定します。これに基づき、職員の人材育成については人材教育部が、人事管理・評価については業務部が、報酬については経営管理部が基本方針を具現化し、毎期見直すことにより運用を行っています。社員及びプロフェッショナル職員の業務評価は監査の品質を中心としてなされるため、職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されることとなります。</p> <p>P.30 (8) 人事評価制度</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> </ul>	<p>当監査法人は、100名の中規模監査法人であるため、大手監査法人のような複数拠点や監査部の単位は存在しないことから、バランスのとれた法人の構成員の配置を考慮する必要はありません。なお、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、審議会議長には、監査業務40年を超え、日本公認会計士協会の品質管理専門部会委員の経験のある幅広い知見や経験を有する社員を配置しています。</p> <p>P.15 (5) 審査の方針及び手続 P.26 (1) 業務運営に関する基本方針</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> </ul>	<p>当監査法人は、「品質」を重視した質の高い監査を提供することと並んで非監査業務について積極的に取り組むことにより、個々の能力がより高くより幅のあるものになると考えています。したがって、非監査業務への関与を推奨し、参加を促すことにより、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を与えています。</p> <p>さらには、日本公認会計士協会の品質管理レビューアーへ出向させることにより、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を与えています。</p> <p>P.32 (11) 研修及び能力開発のための環境 ・日本公認会計士協会への出向 P.33 (12) 非監査業務への取組み</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> </ul>	<p>USCPA、CISA、ICCP、公認不正検査士及び日本証券アナリスト協会検定会員等の資格保有者、株価算定業務会社経験者をはじめ、非監査業務経験者の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、業務部で適正に評価し、監査業務等のメンバー構成の決定に役立てるなど計画的に活用しています。</p> <p>P.26 (3) 構成員の状況</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<p>法人の構成員が十分に能力開発に取り組むことができる環境整備を、下記のとおり、実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Eラーニングシステムにより、何時でも何処でも自己学習可能な状況となっています</li> <li>月に2回PJデーを設置(第1及び第3月曜日)し、Eラーニングを利用した自己学習が可能な時間を用意しています</li> <li>社員及びプロフェッショナル職員(非常勤は除く。)に対して、四半期に一度、人材教育部より、研修履修状況及び研修受講計画の提出が要請されるため、CPD単位取得の管理だけでなく、計画的な学習の立案が可能な状況となっています</li> </ul>

4-4	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>被監査会社の監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換をするため、監査チームには、まず監査計画段階でCEO・CFO等の経営幹部及び監査役等とのコミュニケーションを義務付けており、それ以外にも、積極的にコミュニケーションの場を設けるように指示しています。</p> <p>P.18 (9) 監査品質向上への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントとの十分なコミュニケーション</li> </ul>
4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>内部及び外部からの通報に関する方針や手続は、「内部通報に関する規程」によって整備されているため、当該規程に従い調査・是正措置・社内処分が実施されることになっています。</p> <p>また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないよう、通報者等の保護についても規定しています。</p> <p>P.40 (2) 通報制度の利用</p>
<b>透明性の確保</b>		
規定内容	さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと	
原則5	<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	
考え方	<p>会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選出し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるという好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。</p> <p>また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。</p>	
<p>(当監査法人の取組み)</p> <p>監査法人の組織的な運営に関する原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。</p> <p>また、取組み等については、今後、当監査法人内における実効性の評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換とあわせ、改善を図って参ります。</p>		
指針	当監査法人の取組み	
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況に関する情報開示及び会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。また、日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所の情報開示一覧サイト」を利用し、統括代表社員及び品質管理部長より、当監査法人の監査品質の向上のための取組みに関するメッセージを動画として掲載しています。</p>

5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p>	<p>トップの姿勢として、当監査法人のホームページ上「統括代表社員挨拶」で明示しています。</p> <p>また、当監査法人のホームページ及び日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所の情報開示一覧サイト」を利用し、統括代表社員及び品質管理部長より、当監査法人の監査品質の向上のための取組みに関するメッセージを動画として掲載しています。</p> <p>P.7 最高責任者からのごあいさつ</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> </ul>	<p>指針1-2を参照</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> </ul>	<p>指針1-2を参照</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> </ul>	<p>監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。</p> <p>P.10 監査品質の指標 (AQI)</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人における品質管理システムの状況</li> </ul>	<p>監査法人における品質管理システムの状況の情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。</p> <p>P.12 品質管理基盤</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営機関等の構成や役割</li> </ul>	<p>指針2-1を参照</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献及び独立性に関する考え方</li> </ul>	<p>指針3-1・指針3-2・指針3-3・指針3-4を参照</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務における非監査業務 (グループ内を含む。) の位置付けについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> </ul>	<p>指針1-5を参照</p>
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況 (積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li> </ul>	<p>指針2-2を参照</p>

指針		当監査法人の取組み
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> </ul>	<p>規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針についての情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。</p> <p>P.31 (9) 人材教育に関する基本方針</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> </ul>	<p>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況の情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。</p> <p>P.36 (2) 報酬依存度</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> </ul>	<p>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況の情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。</p> <p>P.38 国際対応基盤</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	<p>指針 3-1・指針 3-2・指針 3-3・指針 3-4・指針 5-4 を参照</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> </ul>	<p>指針 1-6 を参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> </ul>	<p>メンバーシップ契約に基づく提携のみであり、海外の情報収集等の目的以外、特に会計監査の品質の確保等は考慮していません。</p> <p>P.38 国際対応基盤</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> </ul>	<p>上記を参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>上記を参照</p>

5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社とは経営者・監査役等とのコミュニケーション時に意見交換を実施しています。また、主要な被監査会社に対しては、別途、外部機関を通じて顧客満足度調査を実施しているため、忌憚のない意見の聴取も実施されています。</p> <p>更に、当監査法人の顧問である日本証券業協会の証券アナリスト検定会員による社内研修を定期的開催し、資本市場参加者としての意見交換を行っています。また、その他の資本市場の参加者等へ向けて、日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所の情報開示一覧サイト」を利用し、統括代表社員及び品質管理部長より、当監査法人の監査品質の向上のための取組みに関するメッセージを動画として掲載しています。</p> <p>なお、監督・評価機関の構成員として、独立性を有する第三者である弁護士を選任し、その知見を活用しています。</p> <p>P.18 (9) 監査品質向上への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントとの十分なコミュニケーション</li> </ul> <p>P.25 (7) 独立性を有する第三者</p> <p>P.32 (11) 研修及び能力開発のための環境</p> <p>P.40 (1) 顧客満足度調査及び従業員満足度調査</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、定期的に評価します。</p> <p>P.7 監査法人のガバナンス・コード及び監査品質のマネジメントに関する年次報告書</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>当監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況などの評価の結果について、今後、組織的な運営の改善に向け活用していく予定です。</p> <p>P.7 監査法人のガバナンス・コード及び監査品質のマネジメントに関する年次報告書</p>

発行:2025年12月

